

甲府市 公共施設再配置計画 第1部 基本方針編



令和元年7月
令和8年3月改訂
甲 府 市

はじめに

2012（平成24）年12月、本県の笹子トンネルにて起きました痛ましい天井板落下事故を機に、全国的に公共施設等の安全確保や老朽化対策が大きな課題としてクローズアップされました。



その後、全国の自治体では、公共施設等の最適な配置に向け、総合管理計画や個別施設計画の策定を進めてまいりました。

本市におきましても、高度経済成長期を中心に整備してまいりました公共施設の老朽化が進む一方で、税収の伸び悩みや建物の安全性及び機能性を維持していくための費用が膨大になっていく現状を踏まえ、平成28年3月に「甲府市公共施設等総合管理計画」を策定し、平成29年4月には「甲府市資産利活用基本方針」を策定する等、持続可能な行財政運営の実現に向け、公共施設等に関する基本的な考え方を整理するとともに庁内体制の強化に努めてまいりました。

こうした中、この度、公共施設等マネジメントを推進していくための道標となります個別施設計画として「甲府市公共施設再配置計画」を策定いたしました。

今後も、次世代に負担をかけず、安心して快適に利用できる公共施設を目指し、将来の甲府市にとって本当に必要なものは何かをしっかりと見定めながら、施設総量の適正化や長寿命化を推進してまいりますとともに、市民や民間事業者等の多様な主体と連携しながら効率的かつ効果的な施設管理、運営に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見やご提言をお寄せくださいました市民の皆様をはじめ、多大なご尽力を賜りました甲府市公共施設再配置計画検討委員会委員並びに関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和元年7月

甲府市長 樋口 雄一

目次

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 1. 再配置計画策定の背景と目的 | 1 |
| 2. 再配置計画の概要 | 2 |
| 2.1. 再配置計画の位置づけと構成 | 2 |
| 2.2. 計画期間..... | 3 |
| 2.3. 対象施設..... | 4 |
| 3. 公共施設を取り巻く現状及び課題 | 5 |
| 3.1. 市の概況 | 5 |
| 3.2. 社会潮流（国等の動向） | 13 |
| 3.3. 本市の動向等 | 17 |
| 3.4. 市民意識..... | 19 |
| 3.5. 再配置に向けた課題 | 25 |
| 4. 公共施設の再配置に関する基本的な方針 | 26 |
| 4.1. 基本理念..... | 27 |
| 4.2. 基本方針 | 28 |
| 4.3. 目標 | 29 |
| 5. 再配置に向けた取組方策 | 32 |
| 5.1. 方針別の取組方策..... | 32 |
| 5.2. 再配置の基本的なパターンと期待される効果 | 38 |
| 6. 公共施設等マネジメントの推進 | 40 |
| 6.1. 推進体制..... | 40 |
| 6.2. 計画の推進 | 43 |
| 用語解説 | 45 |

1. 再配置計画策定の背景と目的

本市では、昭和40年代から60年代の高度経済成長期において、学校や市営住宅など多くの公共施設を整備し、様々な行政需要に応えるとともに、順次それら施設の改修等に取り組んできました。

今後、これら施設の多くが一斉に更新時期を迎えることになり、建物の安全性や機能性を維持するための費用は、ますます膨大になっていくことが懸念されています。

また、人口減少や少子高齢化の進行は避けられない問題であり、これに伴う税収の伸び悩みや義務的経費^{※1}の増大等により、財政状況は一段と厳しさを増していく一方で、公共施設に求められるニーズも大きく変化していくことが予測されます。

このような状況を背景に、公共施設等（公共施設及びインフラ資産）を取り巻く現状や将来にわたる課題等を把握、整理し、長期的な視点で公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的とした「甲府市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）」を2016（平成28）年3月に策定しました。

甲府市公共施設再配置計画（以下「再配置計画」という。）は、総合管理計画の考え方に基づき、公共施設の利用状況や運営状況、費用の状況、地理的条件、まちづくりの視点等による施設評価と市民意向を踏まえた再配置^{※2}の方向付けを行い、持続可能な行財政運営に向けた公共施設等マネジメント^{※3}を推進していくための取組を明らかにすることを目的として策定するものです。

※1 義務的経費

歳出の内、支出することが義務づけられている経費。人件費、扶助費及び公債費の3つからなる。

※2 再配置

公共施設の複合化や集約化等による施設総量の適正化、老朽化対策、耐震改修及び予防保全^{※4}の実施等による施設の長寿命化、民間活用及びコスト最適化等による施設運営の効率化を図ること。

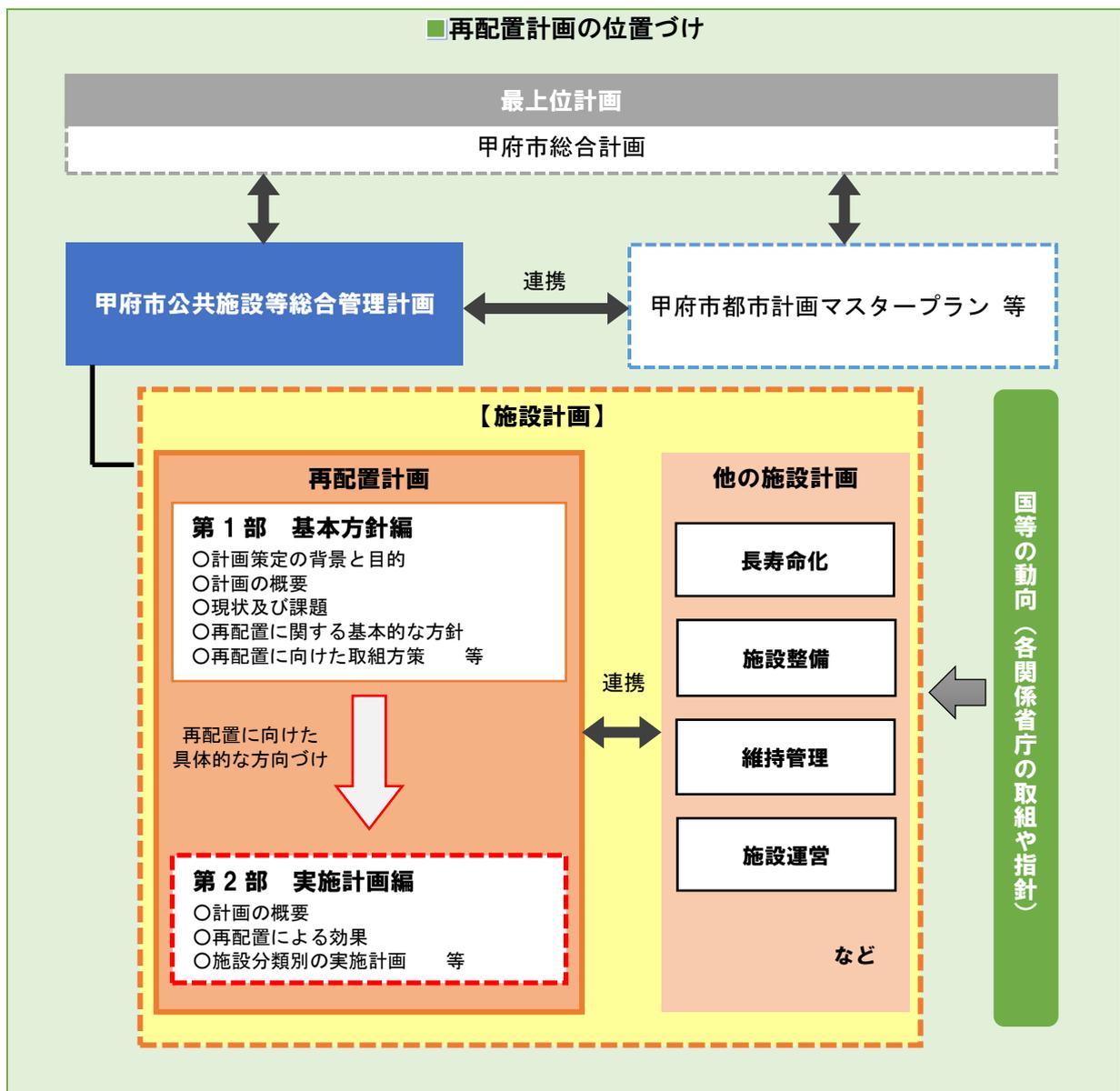
※3 公共施設等マネジメント

市が保有するすべての公共施設等の状況を把握し、経営的かつ長期的な視点で再配置等を行い、財政支出の削減等を図る一連の取組。

2. 再配置計画の概要

2.1. 再配置計画の位置づけと構成

再配置計画は、本市の最上位計画である「甲府市総合計画」の下、「甲府市都市計画マスタープラン」等と連携し、総合管理計画の考え方にに基づき策定するものです。また、本計画は、再配置に向けた基本的な考え方となる「基本方針編」と、再配置の方向性（検討すべき内容）を示した「実施計画編」で構成しています。

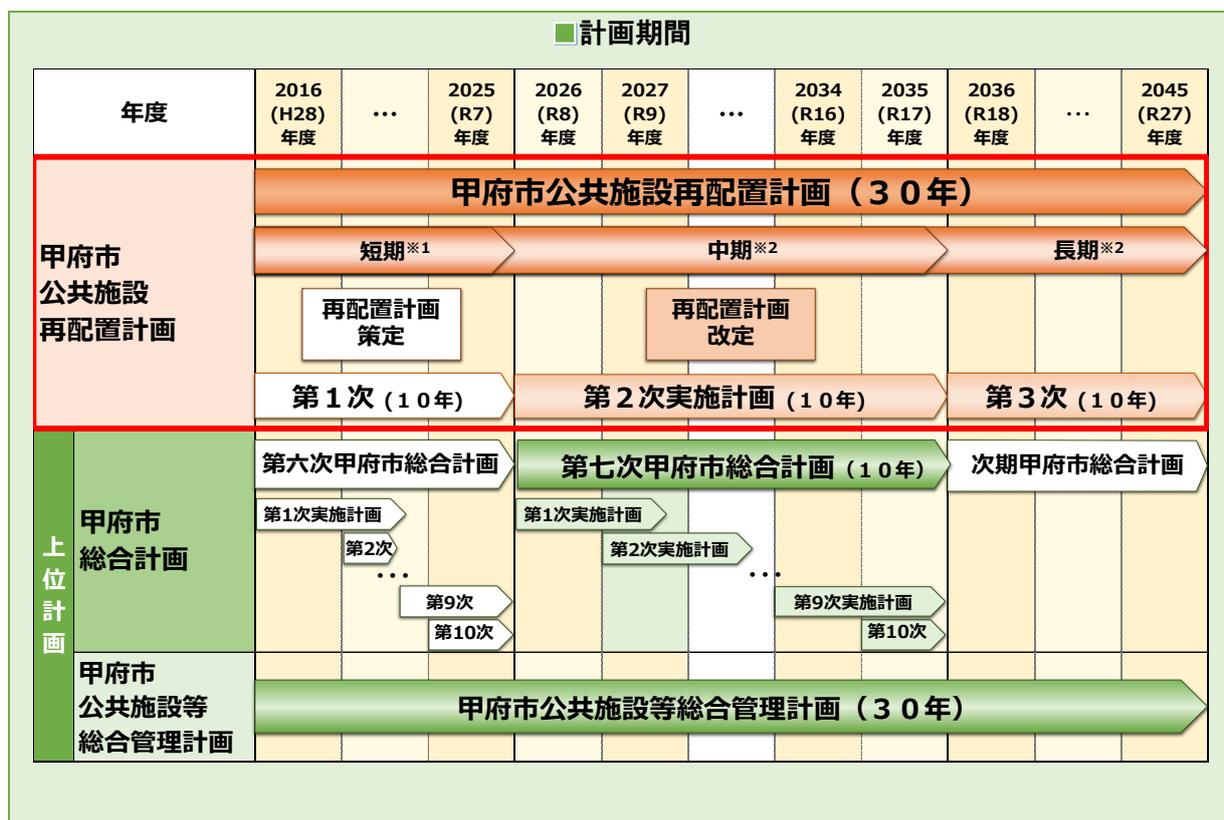


2.2. 計画期間

再配置計画の計画期間は、総合管理計画と整合を図り、2016（平成28）年度から2045（令和27）年度までの30年間とします。

なお、今後の上位計画の見直しや、社会情勢の変化等の状況に応じて、10年間の期ごとに見直すことを基本とし、2016（平成28）年度から2025（令和7）年度までの10年間の第1次実施計画、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間の第2次実施計画、以降もおおむね、10年単位で第3次実施計画を策定していきます。

計画期間 30年間（2016年度から2045年度まで）



※1 短期

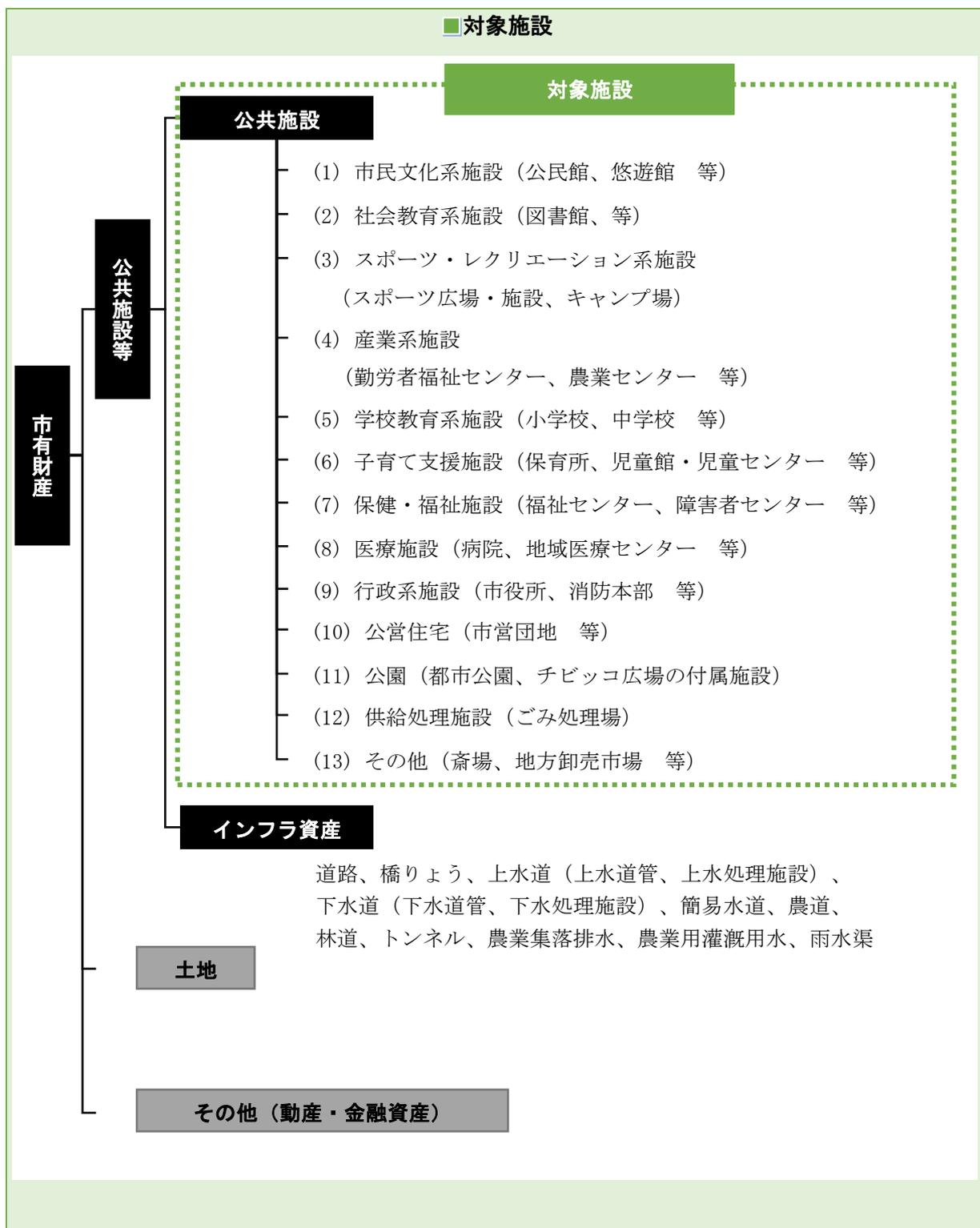
深刻な老朽化、供用廃止の決定等、緊急な対応を要する施設の再配置を実施する期間。

※2 中期、長期

緊急な対応を要さないが、将来的にニーズが低下していくことが予測される施設等、中長期的な視点で対応を検討していく必要がある施設の再配置を実施する期間。

2.3. 対象施設

再配置計画の対象は、市有財産の内「公共施設」とし、(1) 市民文化系施設、(2) 社会教育系施設などの13分類で整理します。



3. 公共施設を取り巻く現状及び課題

3.1. 市の概況

(1) 位置・地勢

本市は、山梨県のほぼ中央に位置し、県内5市4町と接しています。

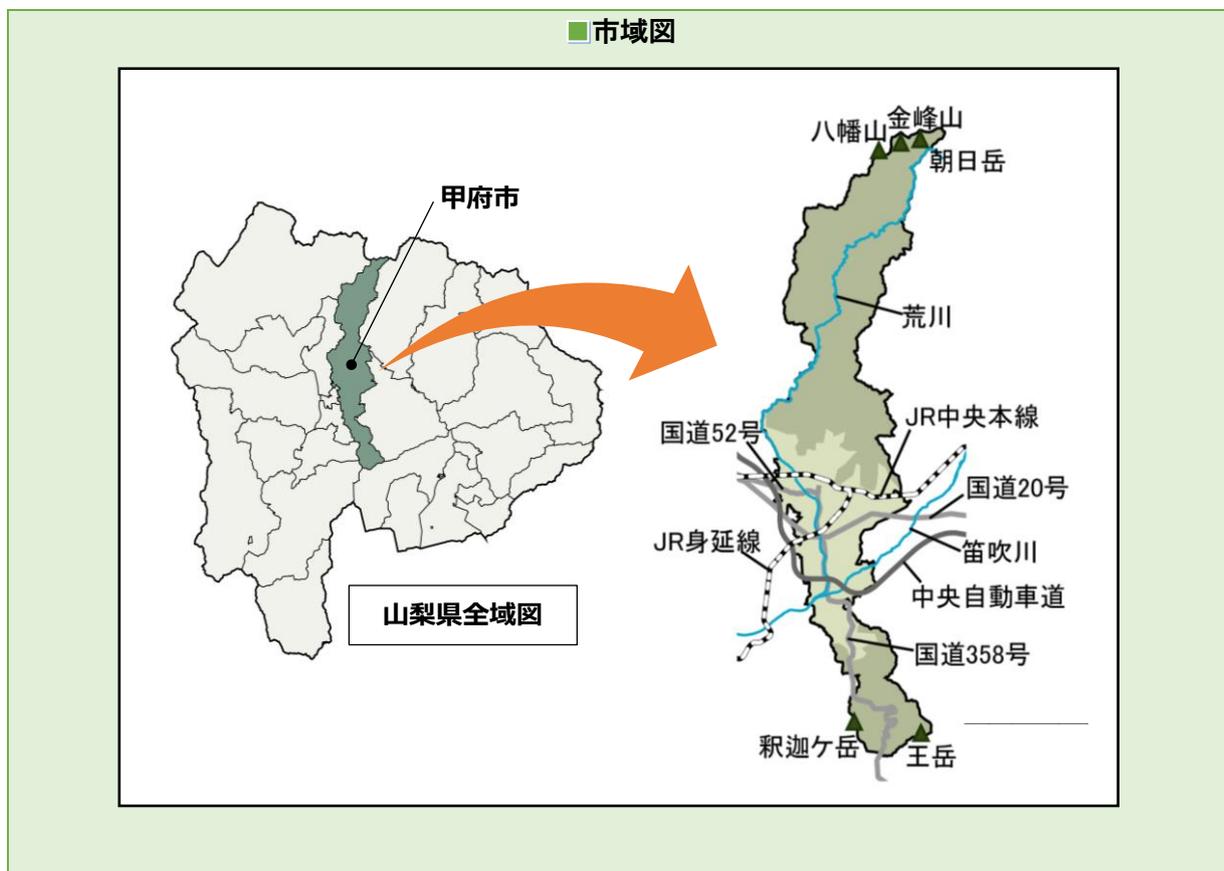
市域は南北に細長い形状となっており、東西23.1km、南北41.6km、面積212.47㎢となっています。

市の最北の山岳地域には、八幡山、金峰山、朝日岳等の標高2,000mを超える峰々が東西に連なり、南には王岳、釈迦ヶ岳がそびえています。

市街地は、甲府盆地の中心に位置し、おおむね平坦ですが、北に高く南に傾斜しており、市内を荒川や笛吹川が貫流する自然豊かな土地柄です。

また、山梨県の県庁所在地であることから、行政施設をはじめ美術館や図書館等、県所管の公共施設も配置されています。

主要な交通網としては、中央自動車道、国道20号、JR中央本線等が東西に走り、国道52号、国道358号、JR身延線が南北に走っていますが、公共交通網は脆弱であり、市民生活や移動手段として自動車が欠かせない状況となっています。

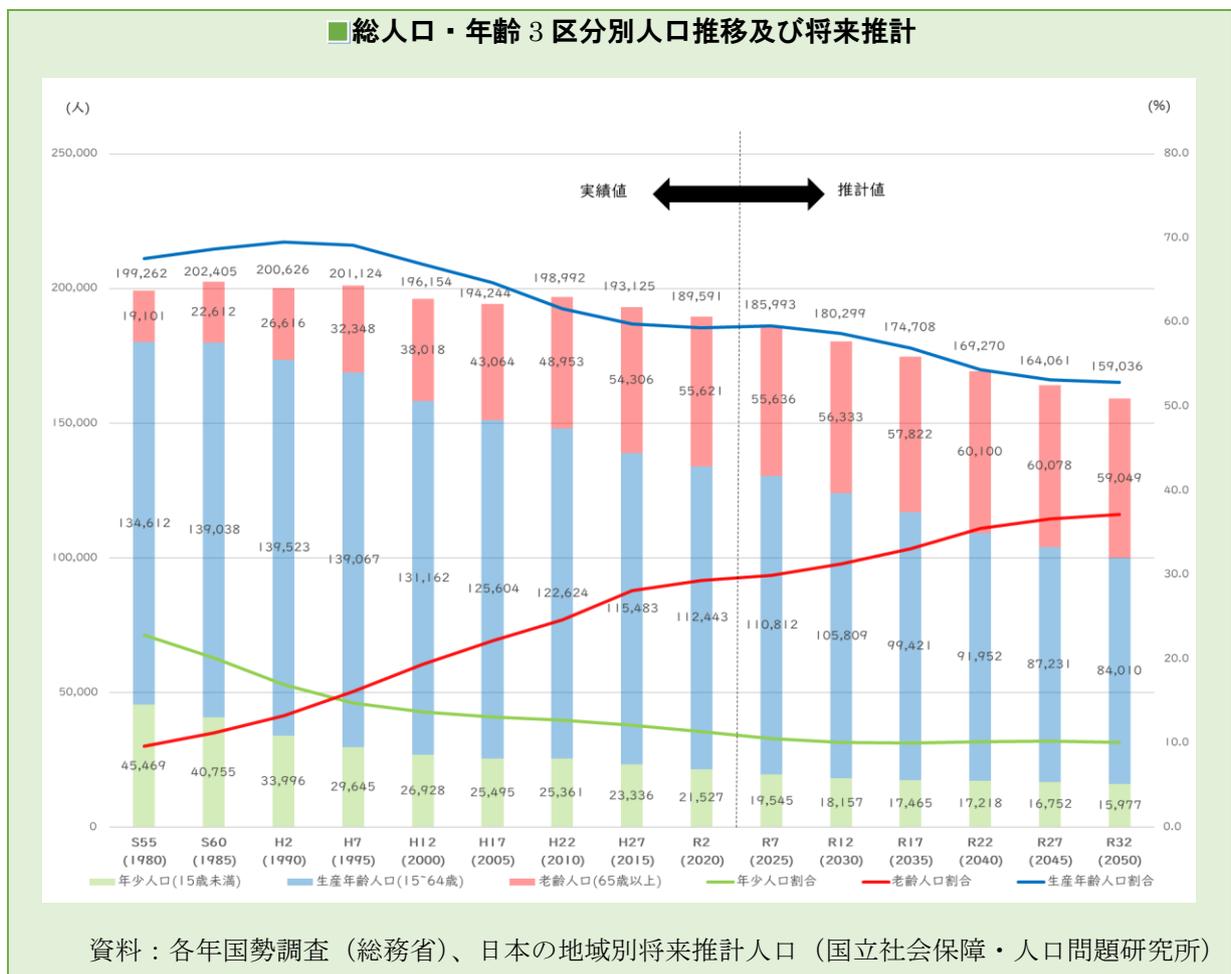


(2) 人口動向

総人口・年齢3区分別人口推移及び将来推計

本市の総人口は、2015（平成27）年に193,125人、2020（令和2）年に189,591人（いずれも国勢調査による人口）となっており、社人研の推計では、2025（令和7）年には185,993人、2030（令和12）年には180,299人と、今後も減少傾向が続くと予想されています。

また、年齢3区分別人口の推移では、高齢人口は1980（昭和55）年に19,101人であったのが、2025（令和7）年には55,636人に増加しているのに対し、生産年齢人口※は134,612人から110,812人、年少人口45,469人から19,545人に減少しており、今後も少子高齢化が進んでいくと予想されます。



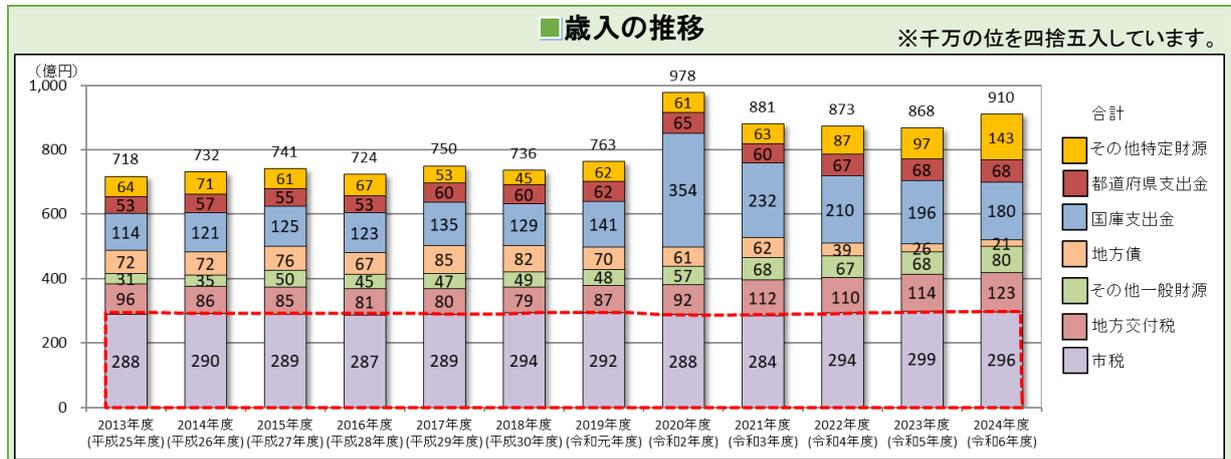
※生産年齢人口

年齢3区分別人口の内、労働者の中核をなす15歳以上65歳未満の人口。

(3) 財政状況(普通会計※1)

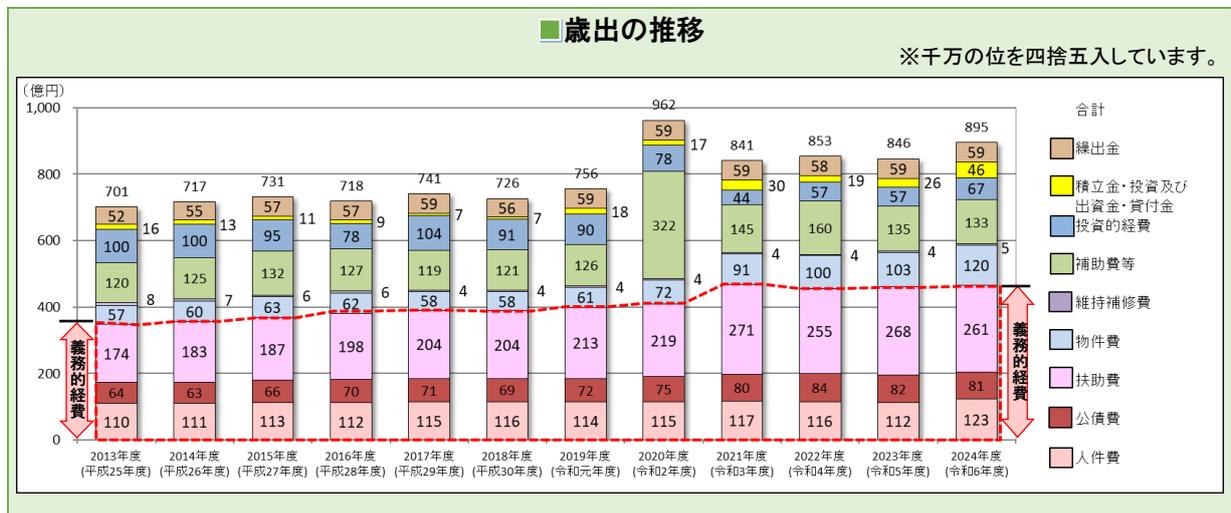
① 歳入

市税は、2013（平成25）年度以降、約290億円で推移し、2024（令和6）年度の歳入に占める割合は32.5%となっています。今後、高齢化の進行に伴い生産年齢人口の減少が見込まれることから、市税の大幅な増収は期待できない状況にあります。



② 歳出

義務的経費は全体的に増加傾向にあり、特に2024（令和6）年度の扶助費※2は2013（平成25）年度と比較して約87億円、約50%増加しています。また、公共施設等の整備に要する投資的経費※3は、2024（令和6）年度は67億円で、歳出に占める割合は7.5%となっています。



※1 普通会計

公営事業会計以外の会計を総称して一つの会計としてまとめたもの。

※2 扶助費

社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者等に対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。（生活保護費、児童手当等）

※3 投資的経費

支出の効果が資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等を整備するための経費。（普通建設事業費、災害復旧事業費等）

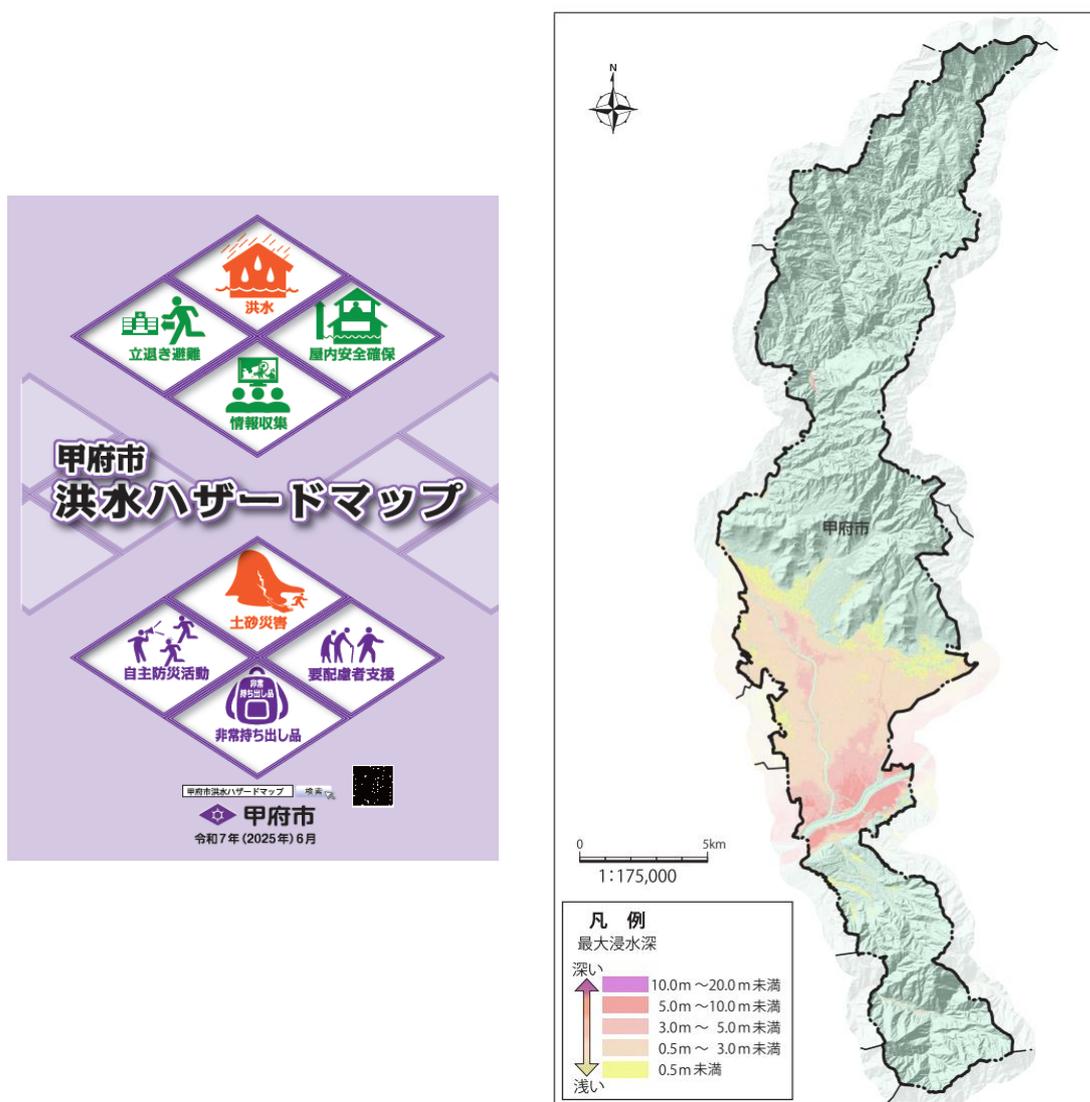
(4) 自然災害による被害想定範囲

本市では、土砂災害、洪水、液状化現象等の被害を想定したハザードマップ※を市ホームページ上で公開し、市民の安全を最優先に考え、災害に強いまちづくりを目指しています。

近年、全国各地で自然災害による深刻な被害が発生しており、本市においても2014(平成26)年2月に記録的な大雪によって大きな被害を受けたほか、南海トラフを震源とする地震の発生については、その切迫性が危惧されています。

公共施設の多くは、災害時の指定避難場所や防災資器材等の備蓄機能等を備え、災害発生時の拠点として重要な役割を担うことから、防災・減災対策に配慮した施設整備等が必要となっています。

以下に、甲府市洪水ハザードマップの例として掲載します。



資料：「甲府市洪水ハザードマップ令和7年(2025年)6月」

※ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

(5) 公共施設の状況

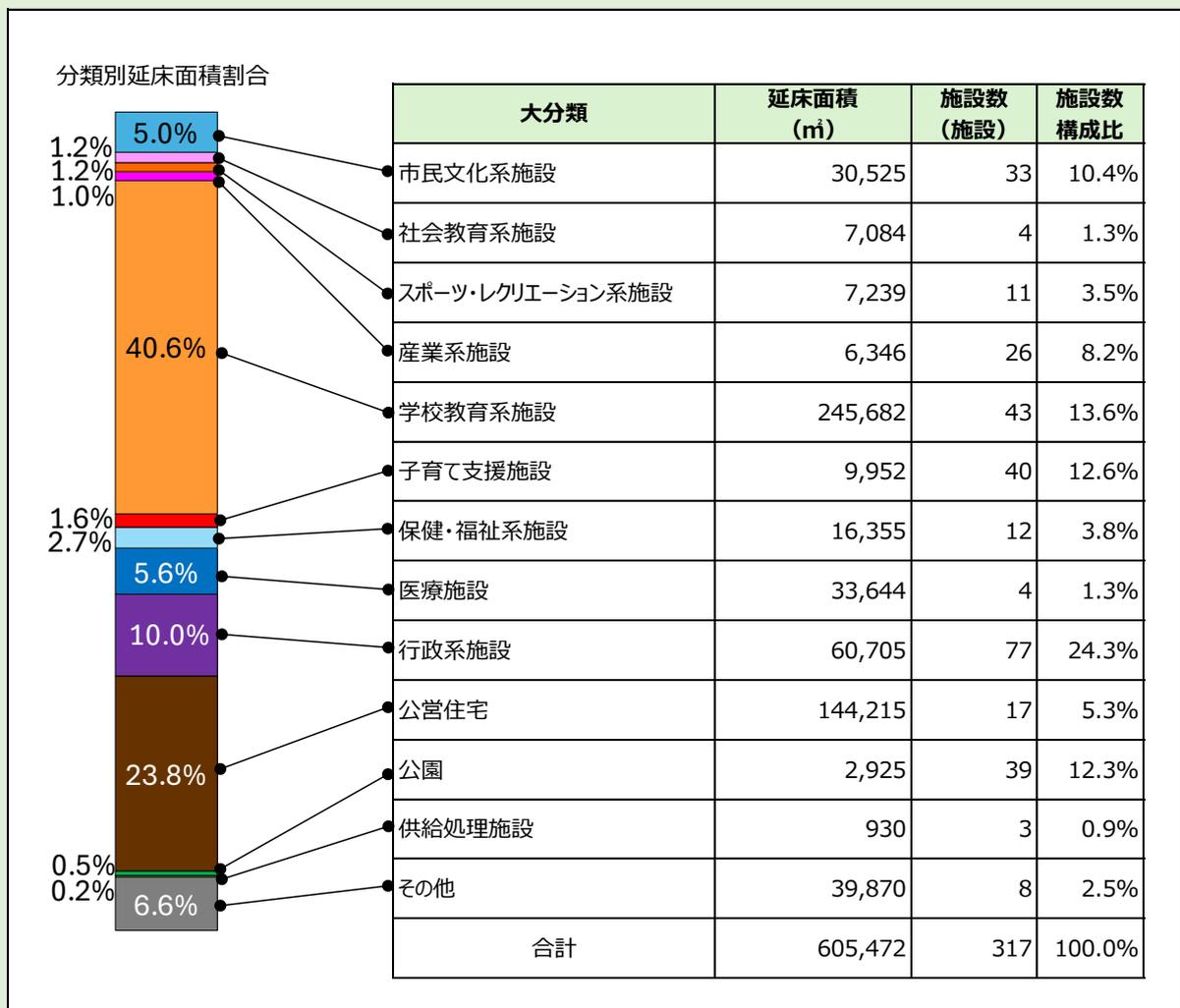
① 分類別保有状況

本市の公共施設は、2025（令和7）年度末時点で317施設あり、延床面積の合計は605,472㎡となっています。

分類別で施設数が最も多いのは、行政系施設の77施設で、施設数全体の24.3%を占めています。

また、延床面積では、学校教育系施設が245,682㎡で最も多く、延床面積全体の40.5%を占めています。

■ 分類別の施設数と延床面積 （2025（令和7）年度末）

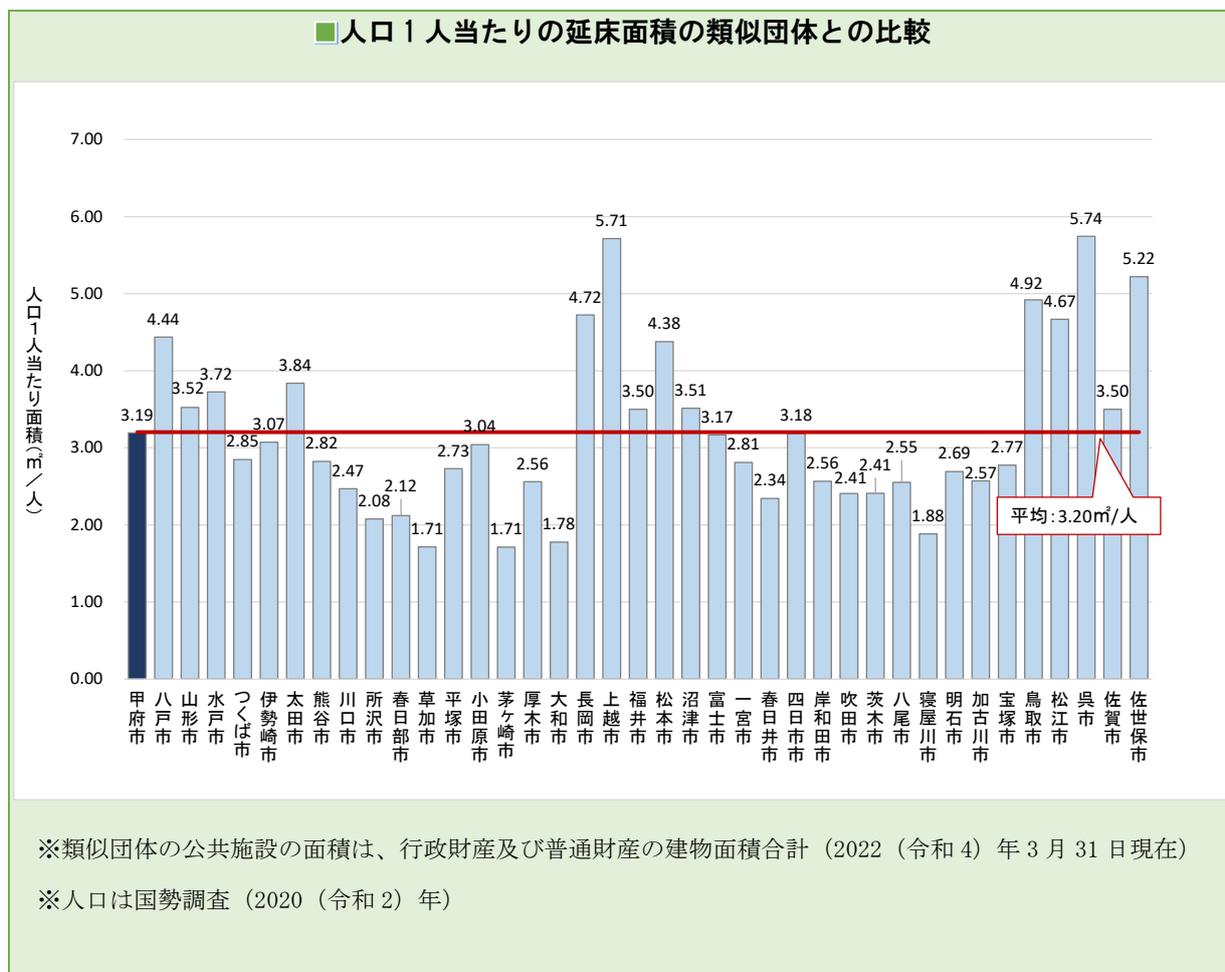


※分類別の延床面積は、小数点以下を四捨五入。

② 類似団体との比較

2025（令和7）年度末現在において、本市の公共施設の総延床面積は605,472㎡あり、2020（令和2）年の国勢調査による人口189,591人に対し、市民1人当たりの延床面積は3.19㎡/人となっています。

また、類似団体※と比較すると、平均値である3.20㎡/人を若干下回っています。



※ 類似団体

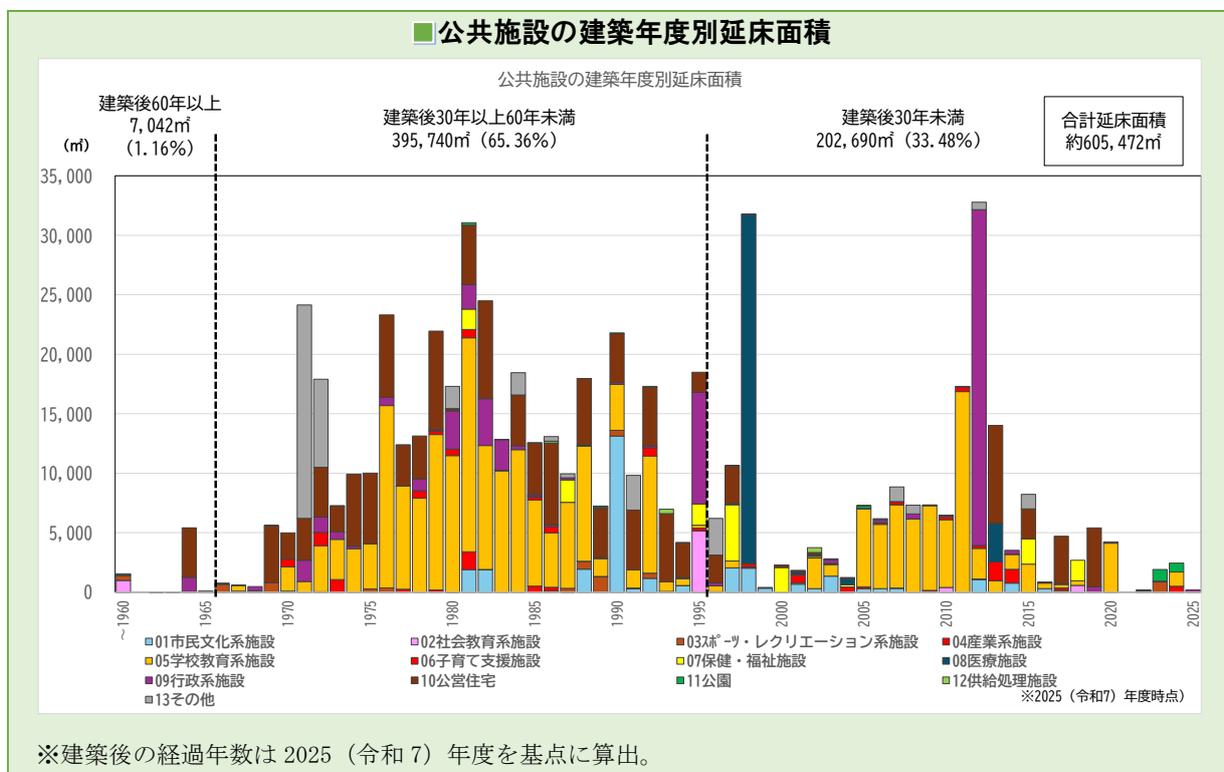
人口が概ね20万人の中核市又は施行時特例市※で、総合管理計画策定時（2016（平成28）年3月）に比較した同一の団体。

※ 施行時特例市

2015（平成27）年4月の地方自治法改正により特例市制度が廃止された際、既に特例市に指定されていた都市。

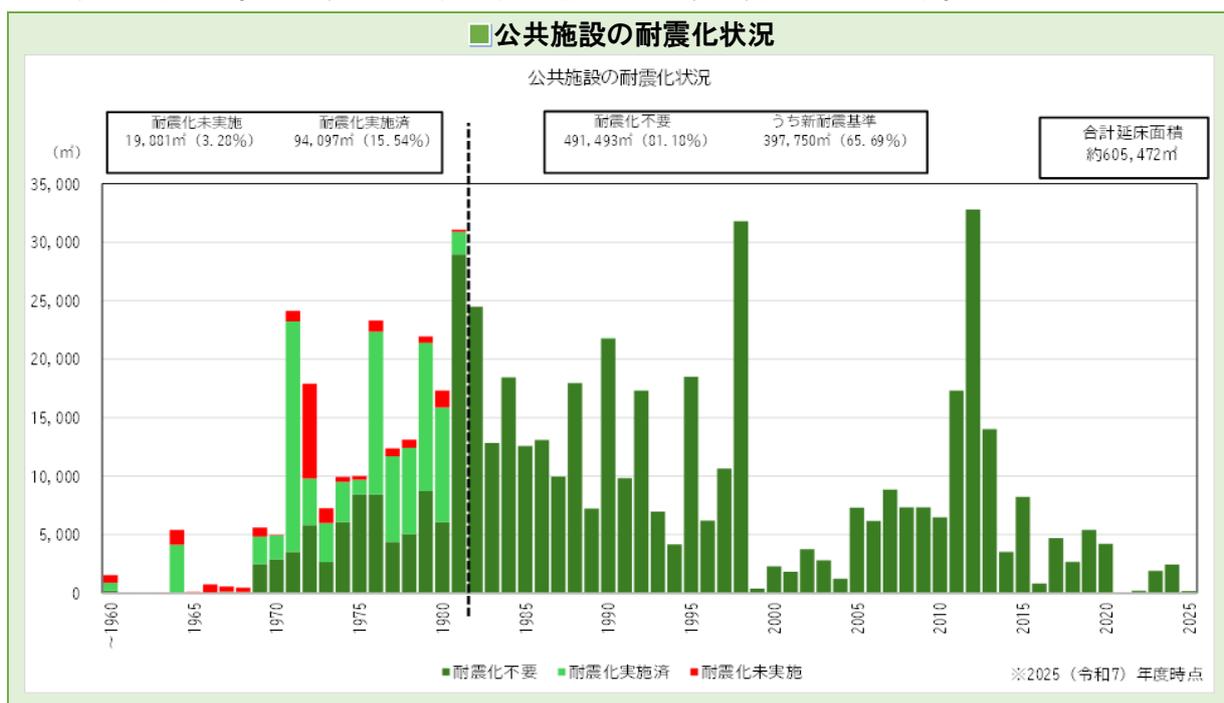
③ 年度別建築状況

公共施設の建築年度別延床面積をみると、建築後 30 年以上経過した施設の延床面積は 402,782 m²で、全体の 66.52%を占めており、総合管理計画策定時（2016（平成 28）年）は 52.26%だったため、14.26%増加しています。



④ 震化状況

本市の保有する公共施設の内、耐震化未実施の公共施設の延床面積は 19,881 m²で、全体の 3.28%となっており、総合管理計画策定時（2016（平成 28）年）は 5.53%だったため、2.25%減少しました。なお、市民が利用する建物の耐震化は完了しています。



※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度6強）に耐えることのできる構造として、1981（昭和56）年6月1日以降の建築確認において適用されている基準。

⑤ ユニバーサルデザイン化の対応状況

本市の保有する公共施設317施設の内、堰や倉庫等を除いた275施設におけるユニバーサルデザイン化の対応率は、通路55.38%、駐車場40.00%、オストメイト対応トイレ21.54%、車椅子用トイレ58.46%となっています。

また、275施設の内、2階以上の建物がある施設は全部で104施設あり、エレベーターの設置率は全体で23.08%となっています。

なお、各対応率は総合管理計画策定時（2016（平成28）年）と比べ、全て上昇しています。

■分類別ユニバーサルデザイン対応率

| 大分類 | 対象施設数 | 通路等 ※1 | 駐車場 ※2 | オストメイト 対応トイレ ※3 | 車椅子用 トイレ ※4 | 2階以上 施設数 | エレベーター ※5 |
|------------------|-------|-----------|-----------|-----------------------|-------------------|-------------|--------------|
| 市民文化系施設 | 33 | 100.00% | 66.67% | 9.52% | 100.00% | 11 | 72.73% |
| 社会教育系施設 | 3 | 100.00% | 66.67% | 33.33% | 66.67% | 2 | 50.00% |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 10 | 40.00% | 0.00% | 10.00% | 50.00% | 2 | 0.00% |
| 産業系施設 | 7 | 71.43% | 14.29% | 14.29% | 42.86% | 3 | 33.33% |
| 学校教育系施設 | 43 | 100.00% | 97.50% | 55.00% | 95.00% | 39 | 0.00% |
| 子育て支援施設 | 40 | 13.04% | 4.35% | 0.00% | 26.09% | 9 | 11.11% |
| 保健・福祉施設 | 12 | 100.00% | 72.73% | 45.45% | 100.00% | 7 | 100.00% |
| 医療施設 | 4 | 100.00% | 100.00% | 50.00% | 100.00% | 2 | 100.00% |
| 行政系施設 | 60 | 53.33% | 40.00% | 33.33% | 46.67% | 8 | 37.50% |
| 公営住宅 | 17 | 5.88% | 5.88% | 0.00% | 29.41% | 16 | 6.25% |
| 公園 | 38 | 15.79% | 2.63% | 5.26% | 26.32% | 1 | 0.00% |
| 供給処理施設 | 0 | — | — | — | — | — | — |
| その他 | 8 | 50.00% | 37.50% | 25.00% | 50.00% | 4 | 0.00% |
| 合計 | 275 | 55.38% | 40.00% | 21.54% | 58.46% | 104 | 23.08% |

※分類別の対応率は、小数点第三位を四捨五入。

※1 通路等

出入口の段差に対応している施設の割合。

※2 駐車場

車いす使用者用駐車施設を整備している施設の割合。

※3 オストメイト対応トイレ

オストメイト対応トイレとは、腹部にストーマ（人口肛門・人口膀胱）を造設した方が、排泄物を体外に排出するパウチの交換や洗浄を安全かつ衛生的に行えるトイレのことで、その整備をしている施設の割合。

※4 車椅子用トイレ

車椅子用トイレを整備している施設の割合。

※5 エレベーター

地上2階以上の建物で、エレベーターを設置している施設の割合。

3.2. 社会潮流（国等の動向）

① 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置

文部科学省では、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（2015（平成27）年1月）を策定し、学校統合の適否又は小規模校を存置する場合の基本的な方向性をまとめています。

2026（令和8）年1月には、「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議（第8回）が開催され、学校を取り巻く環境は引き続き大きく変化を続けている実態を踏まえ、2015（平成27）年手引きの改訂に向けた議論を進めています。

② 学習環境の向上に資する学校施設の複合化

文部科学省では、「教育振興基本計画」（2013（平成25）年6月14日閣議決定）において、学校施設の複合化や余裕教室の活用を促進するため、「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」（2015（平成27）年11月）の中で、学校施設の複合化のあり方や、国による支援策等を取りまとめるとともに、「子供と地域を元気にする余裕教室の活用」（2014（平成26）年8月）の中で、学校施設の余裕教室を活用した複合化の事例を示しています。

また、「学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集」（2020（令和2）年3月）には、学校プールや学校体育館の学校間、地域との共同利用等の事例が示されています。

③ 小中一貫教育の推進

「学校教育法の一部を改正する法律」（2016（平成28）年4月施行）により、小中一貫教育の実施を目的とした「義務教育学校」の制度が創設され、地方公共団体において施設一体型の義務教育学校を設置することが可能となりました。

また、「小中一貫した教育課程の編成・実施等に関する事例集 第2版」（2022（令和4）年3月）には、小中一貫教育の導入事例が示されています。

④ 公立小学校の少人数教育の推進

山梨県では、子どもたち一人ひとりに向き合ったきめ細かな質の高い教育を提供することを目的として、2021（令和3）年4月に都道府県では初となる小学校1年生を「25人学級」にしました。その後も順次対象学年を拡大し、2026（令和8）年4月には小学校6年生までを対象とする予定であり、公立小学校の少人数教育を推進しています。

⑤ スポーツ施設のストック適正化

スポーツ庁では、国民が身近にスポーツに親しむことのできる環境の持続的な確保を目指し、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」（2018（平成30）年3月策定）を2019（平成31）年4月に一部改訂し、地方公共団体におけるスポーツ施設の適正化に係る取組を推進しています。

⑥ 子育て支援の充実

内閣府、文部科学省及び厚生労働省では、「子ども・子育て支援新制度 なるほど BOOK」(2016 (平成 28) 年 4 月改訂版) を作成し、認定こども園の整備を推進しています。また、こども家庭庁では「こども基本法」(2022 (令和 4) 年法律第 77 号) 及び「こどもの居場所づくりに関する指針」(2023 (令和 5) 年 12 月 22 日閣議決定) 並びに近年の動向等を踏まえ、放課後児童クラブ運営指針放課後児童クラブ運営指針」を 2025 (令和 7) 年 1 月に改正し、同年 3 月に「放課後児童クラブ運営指針解説書」を通知し、同年 4 月から運用を開始しています。

こども家庭庁と文部科学省とが連携し、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、都道府県・市町村(特別区を含む。)における児童の放課後の居場所の質・量両面での充足を支援し、「こどもまんなか」な放課後の実現を推進し、これにより、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るとしています。

⑦ 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備

国土交通省では、「住生活基本計画(全国計画)」(2021 (令和 3) 年 3 月 18 日閣議決定) を策定し、住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅の計画的な建替え等や、バリアフリー化や長寿命化等のストック改善の推進、公営住宅の整備・管理を進めるにあたって、地域の実情や世帯の動向等を踏まえつつ、PPP/PFI も含め、民間事業者の様々なノウハウや技術の活用や世帯属性に応じた住戸の供給の推進などの基本的な施策を示しています。

また、「市町村住生活基本計画の手引き」(2022 (令和 4) 年 5 月) が改訂されました。

⑧ 公共施設の長寿命化等の推進

国がとりまとめた「インフラ長寿命化基本計画」(2013 (平成 25) 年 11 月) に基づき、各関係省庁及び地方自治体では、「インフラ長寿命化計画(行動計画)」及び「個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)」を策定し、公共施設等の維持管理及び更新等に関する基本的な施策を示すとともに、個別施設の方向性や対策時期を定め、長寿命化を計画的かつ効率的に推進しています。

総務省では、2014 年(平成 26) 年 4 月に地方自治体版「インフラ長寿命化計画(行動計画)」としての「公共施設等総合管理計画」の策定指針を示し、円滑な計画策定の支援したほか、その後の着実な計画推進を図るために、公共施設等適正管理推進事業債の創設や地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業などの支援事業を行っています。

⑨ コンパクトなまちづくりの促進

国土交通省では、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」(2016 (平成 28) 年 9 月施行) に基づき、立地適正化計画制度を創設し、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進しています。

また、「立地適正化計画の手引き【基本編】」(2025 (令和 7) 年 4 月) が改訂されました。

⑩ まちづくりのための公的不動産(PRE)有効活用

国土交通省では、「まちづくりのための公的不動産（PRE^{※1}）活用ガイドライン」（2014（平成26）年4月）を作成し、地域の特性に応じた公共施設の再配置計画の作成や、遊休資産の活用等、各地方公共団体において検討すべき項目を示しています。

また、「公的不動産（PRE）の活用事例集」（2015（平成27）年5月）には活用事例が示されているほか、2016（平成28）年5月には公的不動産（PRE）ポータルサイトも開設され、公的不動産（PRE）の有効活用に積極的な地方公共団体等と民間事業者等とのマッチングが継続的に図られています。

⑪ 多様な PPP/PFI 手法導入の推進

内閣府では、「多様な PPP^{※2}/PFI^{※3} 手法導入を優先的に検討するための指針」（2015（平成27）年12月作成）を2025（令和7）年6月に改定し、地方公共団体等における民間の資金やノウハウを活用することが効率的かつ効果的な事業について、PPP/PFI 手法導入を優先的に検討することを推進しています。

また、「PPP/PFI アクションプラン」（2025（令和7）年6月）が改定されました。

⑫ 都市公園における民間活用の推進

国土交通省では、「都市公園法」（2017（平成29）年6月改正）により創設された公募設置管理制度（Park-PFI）^{※4}の活用を促進するため、「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」（2017（平成29）年8月作成）を2025（令和7）年5月に改正し、都市公園の整備や維持管理における民間活用を推進しています。

⑬ ユニバーサルデザイン化の推進

内閣府では、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（2018（平成30）年12月施行）により、全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進しています。

⑭ 地球温暖化対策の推進

環境省では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（2016（平成28）年5月改正）により策定した「地球温暖化対策計画」（2016（平成28）年5月13日閣議決定）に基づき、公共施設における省エネルギー対策、再生可能エネルギー設備の導入等、温室効果ガスの排出量の削減へ向けた措置に関する「地方公共団体実行計画（事務事業編）」の策定と実施を促進しています。

また、「地球温暖化対策計画」（2025（令和7）年2月18日閣議決定）では、2050年ネット・ゼロ^{※5}の実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩いていくことを示すことで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進しています。

- ※1 PRE：パブリック・リアル・エステート：公的不動産
国や地方自治体が保有する公共施設や土地などの不動産。
- ※2 PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携
公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含む。
- ※3 PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ
公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、管理運営等の効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。
- ※4 公募設置管理制度（Park-PFI）
都市公園利用者の利便の向上に資する飲食店や売店等の施設等を設置し、当該施設から生ずる収益を活用しながら、周辺の園路や広場等の公園施設の整備や改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に要する財政負担の軽減と利用者の利便の向上を図る整備及び管理運営手法。
- ※5 ネット・ゼロ
温室効果ガスが排出される量と吸収・固定される量の差し引きがゼロになること。

3.3. 本市の動向等

①第七次甲府市総合計画

2016（平成 28）年度を初年度とする「第六次甲府市総合計画」では、2025（令和 7）年度を目標年度として、「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」を目指す都市像とし、その実現のための諸施策を推進してきました。

第七次甲府市総合計画では、2026（令和 8）年度から 2035（令和 17）年度を目標年度として、「幸せ実感 希望ある未来を創り続けるまち 甲府」を目指す都市像とし、「ひと」「まち」「魅力」が好循環するまちを甲府に関わる全ての人とともに創り上げ、誰もが未来に夢や希望を持ち、幸せを感じられる甲府市の実現を目指します。

②集約と連携による持続可能な都市構造の実現（甲府市都市計画マスタープラン）

2018（平成 30）年 3 月に策定した「甲府市都市計画マスタープラン」において、「人口減少・少子高齢社会に対応したコンパクトなまちづくり」、「既存ストックを活かした持続可能なまちづくり」、「拠点同士が連携した活力あるまちづくり」、「地域特性を活かした産業振興のまちづくり」及び「自然を保全し環境に配慮したまちづくり」の 5 つの基本目標を掲げ、都市機能や生活利便機能を拠点に集約するコンパクトなまちづくりと、拠点同士や拠点と地区を公共交通ネットワークでつなぐことにより「集約と連携による持続可能な都市構造」の実現を目指しています。

③人・まちが元気で健康に暮らせる集約連携型都市構造（甲府市立地適正化計画）

2020（令和 2）年に策定した「甲府市立地適正化計画」において、「本市の活力を高め、賑わいを生み出す“拠点”の形成」、「各地域の特性を最大限に活かした住みよい居住環境の形成」、「人が元気に活動できる公共交通ネットワークの形成」をまちづくりの方針として位置づけ、「集約と連携による持続可能な都市構造」の実現に向けて、「都市機能」、「居住」、「公共交通」が連携した具体的な取組を推進して、人・まちが元気で健康に暮らせるまちづくりを目指しています。

④目指すべき地域公共交通ネットワークのあり方（甲府市地域公共交通計画）

2024（令和 6）年 3 月に策定した「甲府市地域公共交通計画」において、「各種計画等と整合を図りながら移動需要に応じた地域公共交通ネットワークの適正配置」、「新たな移動手段と既存の移動手段の組み合わせによるネットワークの形成」、「地域公共交通の持続化を図るための利用促進」を基本方針として位置づけ、地域公共交通を取り巻く環境の変化等に順応しながら、地域公共交通ネットワークの持続化を図ることを目指しています。

⑤リニア開業を見据えたまちづくりの展開(リニアプロジェクト推進事業)

リニア中央新幹線の開業や山梨県駅（仮称）の整備効果を最大限享受しつつ、リニア開業を見据えた本市や圏域における様々な地域課題の解決を図るため、本市が有する二つの拠点（リニア駅、甲府駅）を核に、リニア新時代の甲府・山梨だからこそ実現可能な“こうふく”を公民連携で創造し、圏域全体に波及させるとともに、魅力ある計画づくりと着実な事業推進により、リニア新時代を象徴する駅前のまちの実現を目指しています。

⑥新都市拠点整備事業の推進(甲府駅周辺土地区画整理事業)

甲府駅周辺の中心市街地では、土地区画整理事業などを通じて多様で高度な都市機能の集積を図り、新たな都市拠点の形成を進めるとともに、魅力ある都市環境と利便性の高い居住環境の整備を目指しています。

⑦甲府城周辺地域の整備(甲府城周辺地域活性化実施計画)

2017（平成 29）年に策定した「甲府城周辺地域活性化実施計画」において、甲府城周辺地域の整備の基本的な考え方を「甲府城の歴史・文化と緑が感じられ、ゆっくり過ごせ、また来たと思える空間づくり」と定め、甲府城と調和した緑豊かな空間と江戸風のまちなみの整備等を進め、甲府城周辺地域の回遊機能の向上と観光振興による誘客促進を図り、中心街の活性化や「歴史物語都市こうふ」の実現を目指しています。

⑧やまなし県央連携中枢都市圏における検討(公共施設分科会の設置)

2023（令和 5）年に発足した「やまなし県央連携中枢都市圏」（愛称：県央ネットやまなし）において、2024（令和 6）年度に「公共施設分科会」が設置されました。分科会の概要としては、公共施設において、利用者の減少や老朽化、加えて自治体の財政規模の縮小等により、現存する施設を将来に渡って維持することが難しくなっており、施設運営の効率性と住民の利便性の最適化が必要となることから、公共施設の広域的な利用に向けて、施設情報の共有化や相互利用の可能性について検討しています。

3.4. 市民意識

(1) 市民アンケート

本市の公共施設の在り方や適正配置の方向性等について市民の意見を把握することを目的に、2025（令和7）年1月16日～2月7日（2月14日まで回答受付）の期間に市民アンケート調査を実施しました。

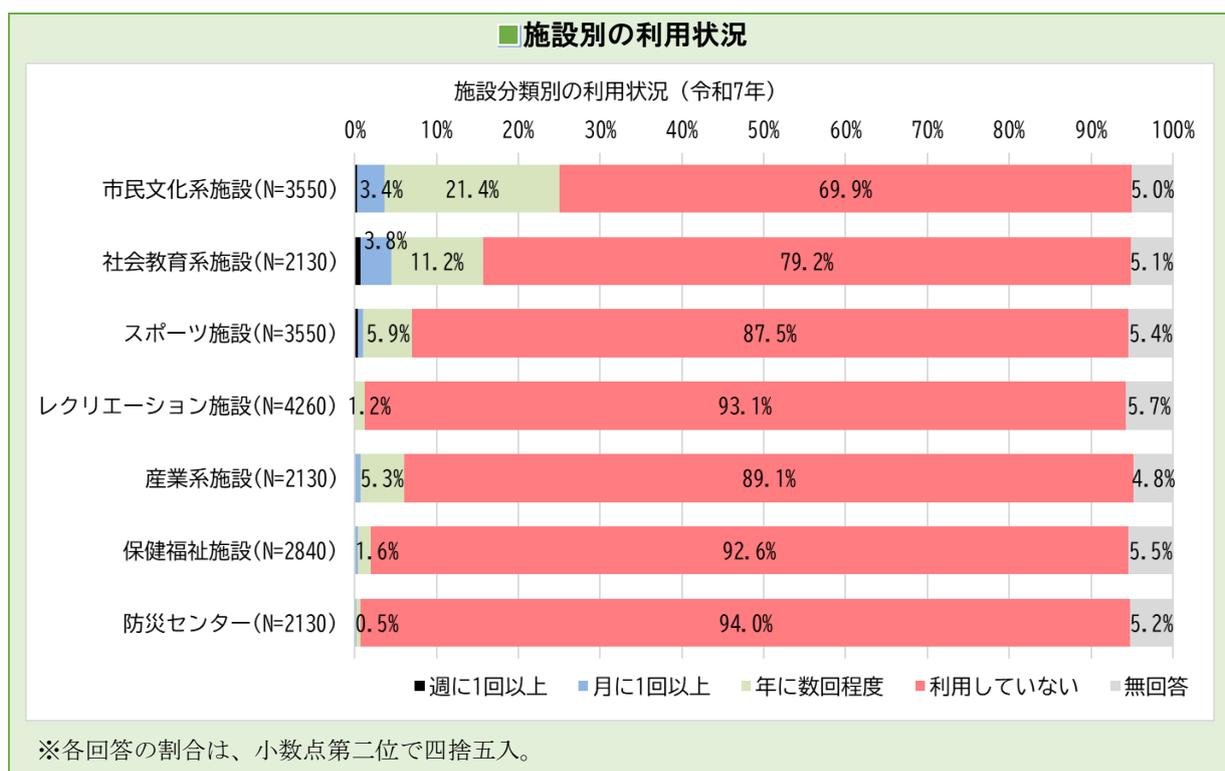
本調査は、住民基本台帳より、年代での層化無作為抽出した15歳以上の市民2,000人を対象に行い、内710名の方に回答いただきました。（回答率35.5%）

① 公共施設の利用状況

2015（平成27）年3月に総合管理計画策定時において実施した市民アンケート調査結果では、どの施設分類においても7割以上が「利用していない」と回答していました。今回の市民アンケート結果では、市民文化系施設は月1回以上の利用が1.6%から3.4%、年に数回程度の利用が12.8%から21.4%へと増加しており、改善が見られました。一方、社会教育系施設は7割以上、そのほかの施設分類は8割以上が「利用していない」と回答し、利用状況は低迷しています。

利用していない理由として、「利用する機会がない」「施設の存在を知らない」「サービス内容を知らない」「アクセスが不便」という意見が多く見られました。

このことから、現状の公共施設は、市民のニーズやライフスタイルとの乖離や、公共施設自体の周知不足の問題を抱えており、改善に向けた取組が必要だと考えられます。

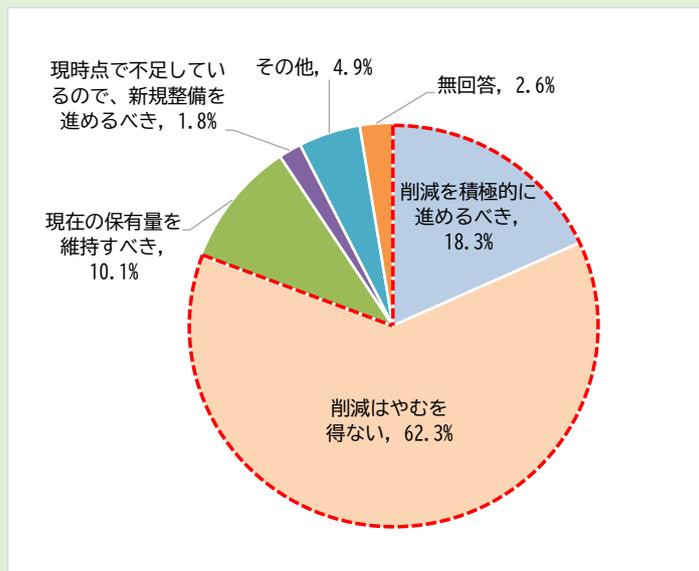


② 公共施設の総量縮減

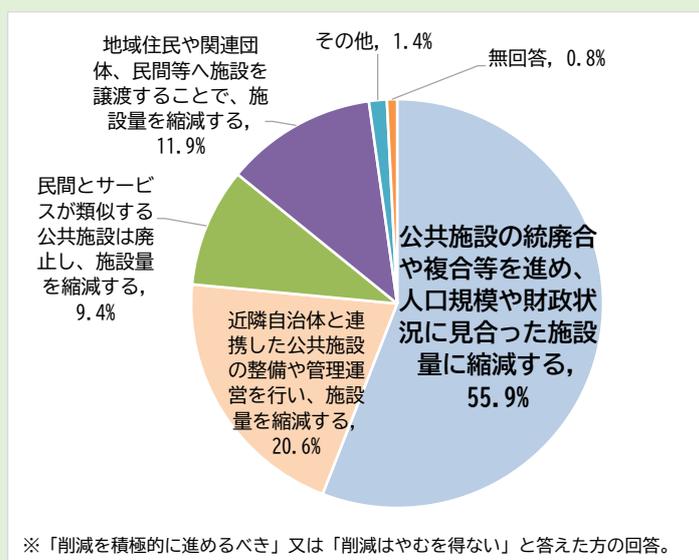
公共施設の総量を31%削減する目標については、「削減を積極的に進めるべき」「削減はやむを得ない」と肯定的な回答をされた方が8割強であり、概ね理解を得られていると考えられます。

また、公共施設を削減する場合の適切な対応としては、「公共施設の統廃合や複合等を進め、人口規模や財政状況に見合った施設量に縮減する」が55.9%を占めています。

■公共施設延床面積の削減目標について



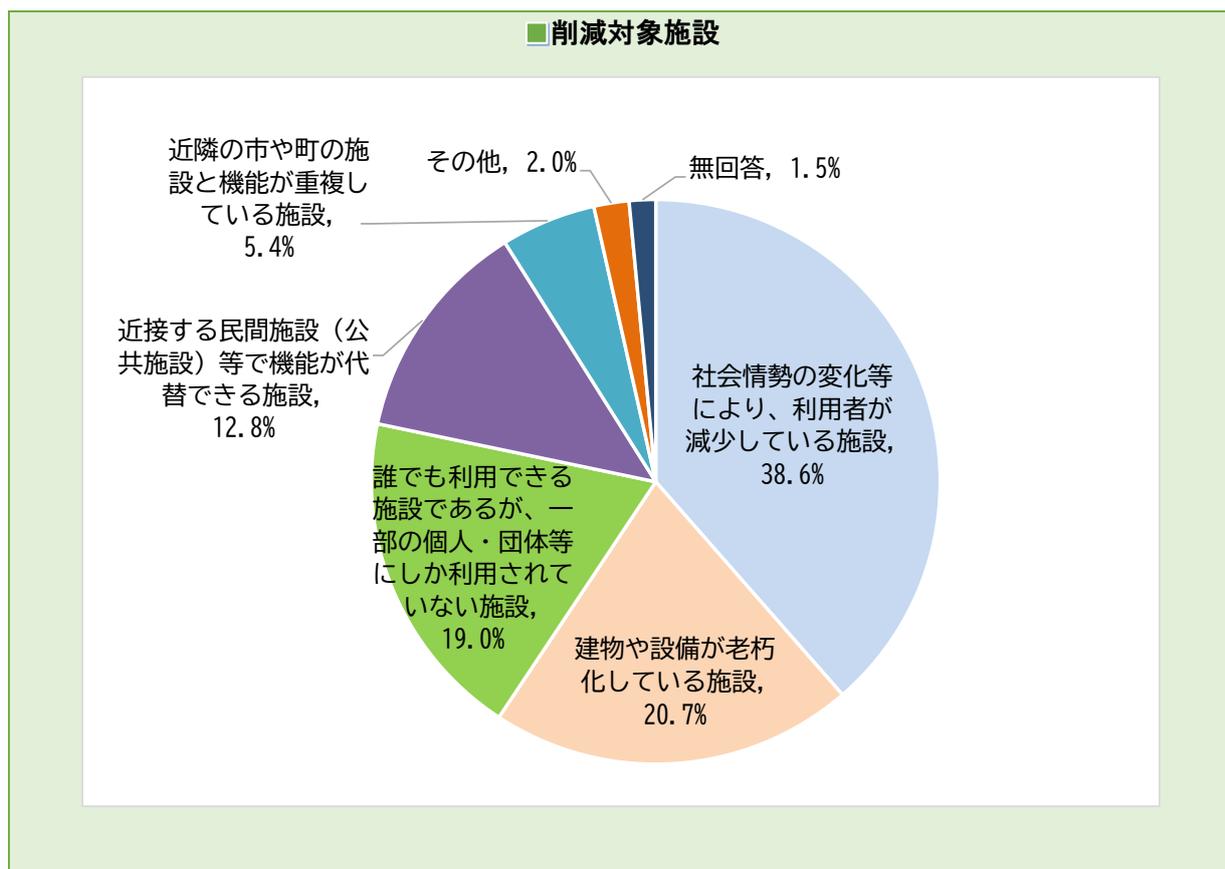
■公共施設の削減を行う場合、適切な対応



③ 公共施設の削減方法

公共施設の再配置を進めるうえで対象にすべき施設としては、「社会情勢の変化等により、利用者が減少している施設」が最も多く、次いで「建物や設備が老朽化している施設」、「誰でも利用できる施設であるが、一部の個人・団体等にしか利用されていない施設」の順となっています。

この結果は、総合管理計画策定時の市民アンケート結果と変わっておらず、この10年間で公共施設の削減方法に関する市民の考え方は大きく変わっていないと言えます。



(2) 市民ワークショップ

本市で進めている公共施設等マネジメントの取組を周知するとともに、市民目線から見た今後の公共施設のあり方と再配置に関する意見を聴取することを目的に、第1次実施計画策定時（2018（平成30）年3月）に市民ワークショップを実施しており、今回も2025（令和7）年8月に実施しました。

① 第1次実施計画策定時(2018(平成30)年3月)実施

i. 実施内容

本市の公共施設の内、市民が利用する代表的な15分類について、公共施設の再配置等に関する意見交換を行いました。

ii. 施設分類ごとの再配置に関する主な意見

| 分類 | 主な意見 |
|--------------|--|
| 市民センター | ○他の施設と複合化して、もっと多くのサービスを受けられるようにしたほうが良い。 ○マイナンバーカードを普及させて、窓口業務の集約を図ったほうが良い。 |
| 地域公民館 悠遊館 | ○地域住民活動の核となる施設であるので、最小限の配置は必要である。 ○地域住民の集まりの場となっているので、お年寄りなどのためにも、集約はせず分散させ長寿命化を図ったほうが良い。 |
| 市民会館 | ○駐車場も限られていることから、交通ネットワークの充実を図ったほうが良い。 ○民間に入ってもらい、カフェなど利用率を上げる仕組みを作るべきである。 |
| 図書館 | ○民間の力を借りて、カフェ併設など行政ではできないサービスを提供してほしい。 ○民間委託した方が、高齢者や子供のニーズに合ったサービスを提供できるのではないかな。 |
| 博物館等 | ○利用者数が少ないという理由で採算が取れないなら、廃止すべきである。 ○博物館は歴史を残しておく意味でも必要である。 |
| スポーツ広場 等 | ○防災的観点から地区に空地は必要である。複合化で利便性を高めるのが良い。 ○市だけが負担を請け負うのは大変であり、他の市町村からも集まる憩いの場もあるため、広域連携を行っていくべきである。 |
| キャンプ場 | ○レジャーなどで利用する施設であるので、民間のノウハウを活用するなどしたほうが良い。 ○山場にあるので、夏場しか利用できないという点で、もっと減らしても良い。 |
| 勤労会館 | ○総合市民会館など、他の施設に集約できないか。 |
| 小学校 中学校 | ○距離が近い小中学校もあるので集約できるのではないかな。ただし、集約しすぎると避難場所がなくなるデメリットもある。 ○地区の核となる施設であり、存続させてほしい。長寿命化して多目的に利用することも可能ではないかな。 |

| 分類 | 主な意見 |
|------------|---|
| 保育所 | <ul style="list-style-type: none"> ○民間の保育所の数の方が多く、民間に任せられる。また、民間の方が共稼ぎに合った効率的な運営ができる。 ○保育所が足りないので隣町との連携も必要。広域化して、働いている所と近い保育所に入れることができれば楽になる。 |
| 児童館・児童センター | <ul style="list-style-type: none"> ○子育て施設は複合化して一緒にできないか。 ○午前中は高齢者が利用するなど、時間で分けて活用できないか。 |
| 幼児教育センター | <ul style="list-style-type: none"> ○子育て施設は複合化して一緒にできないか。 ○親（利用者）としては、似た施設が集まっている方が良い。 ○利用者も少なくあまり有効に活用されていない。また、スマホが普及して相談はネットでできるので廃止も考えられる。残す必要性があれば、民間委託を考える。 |
| 放課後児童クラブ | <ul style="list-style-type: none"> ○子育て施設は複合化して一緒にできないか。 ○午前は高齢者、午後は子どもが使うといった活用が考えられる。 ○学校内で空教室を貸していただくと良い。 ○スペースに限界がある。複合施設にしてスペースを確保する。 |
| 老人福祉センター | <ul style="list-style-type: none"> ○市民センターと複合化、もしくは民間に任せられる。 ○利用者のことを熟知しているようなデイサービスの民間施設と連携している方が、高齢者にとって良いのではないか。 |
| 市庁舎・支所 | <ul style="list-style-type: none"> ○支所は、支所機能は残して他の機能を集約化する。ただし、上九一色支所はコンビニ交付といっても、近くにコンビニがない。 ○本庁舎は、パスポート申請など、県との協力又は連携ができるのではないか。 ○スペース不足については、複合化するなどして、外部の使えるスペースを活用していく。 |

② 第 2 次実施計画策定時(2025(令和 7)年 8 月)実施

i. 実施内容

本市の公共施設のうち、市民が利用する代表的な 5 つの施設分類に属する施設について、地域毎に現状を理解したうえで課題を出し合い、課題解決に向けた意見交換を行いました。

ii. 課題解決に向けた改善案に関する主な意見

| 観点 | 主な意見 |
|--------------|---|
| 公共施設の活用・集約 | <ul style="list-style-type: none"> ○各施設の利用目的を絞るのではなく、箱として広く使えるように変えてから集約するほうが良い。 ○学校、公民館、図書館、教育研修所などの施設を集約・統合するほうが良い。 ○老朽化した施設の廃止と人口増加地域への再配置を検討したほうが良い。 ○公民館について、収益性や稼働率向上のために民営化や商業利用化を検討したほうが良い。 ○公民館や市民センターの役割の再定義と周知を行ったほうが良い。 ○大学と連携し、大学の施設も活用できると良い。 ○空きスペースを屋内公園、屋内運動場、子どもが遊べる居場所として活用するほうが良い。 |
| 地域交流・居場所づくり | <ul style="list-style-type: none"> ○学校の空き教室を活用して、子どもと高齢者の交流の場や高齢者の孤立を予防する場をつくったらどうか。 ○イスとテーブルがあるフリースペースを拡充したほうが良い。 ○悠遊館を開放し、居場所化（サードスペース化）を行ったほうが良い。 ○クールシェアスポットとしての公民館活用を行ったらどうか。 |
| デジタル化・DX 推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○施設予約をデジタル化し、Google Map との連携を行ったらどうか。 ○高速ネットワーク、テレワークなどの ICT 環境を整備したほうが良い。 ○AI・IT 技術により、施設管理や運営における無人化と効率化を図ったほうが良い。 |
| 交通・アクセス改善 | <ul style="list-style-type: none"> ○周遊バスを運行したらどうか。 ○リニア駅を拠点とした交通整備を行い、公共交通による各施設へのアクセス性を高めたほうが良い。 ○駐車場の共有（アキッパなどのアプリ活用）を行ったらどうか。 |
| 学校施設の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○小学校の体育館やホールを土日解放（利用可）したほうが良い。 ○スクールバス導入を検討し、学校の統廃合を進めたほうが良い。 ○空き教室を市民利用できるようにするほうが良い。 ○学校施設を地域の交流拠点としたほうが良い。 ○指定した地区を教育施設のモデルエリアとして整備し、他の地域にも展開していったらどうか。 |
| スポーツ施設の整備・活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○体育館の用途拡大（スポーツ以外も可）を検討したほうが良い。 ○屋外スポーツ広場の休憩施設や駐車場整備を行ったらどうか。 ○施設整備に公民連携やクラウドファンディングを活用したほうが良い。 |
| 防災・消防関連 | <ul style="list-style-type: none"> ○防災機能の確認と備蓄情報の連携を行ったほうが良い。 ○消防団のカバー範囲の見直しと連携強化の検討を行ったほうが良い。 |
| 施設の利用方法改善 | <ul style="list-style-type: none"> ○利用率改善のために、施設で異なる利用方法や予約方法をわかりやすくするほうが良い。 ○利用目的を絞らず柔軟な運用を行い、個人や非営利以外の利用も可能にするほうが良い。 |
| その他の提案 | <ul style="list-style-type: none"> ○施設運営に利用者の声が反映できるようにするほうが良い。 ○施設の認知度を高めるために、ウォーキングなどのスタンプラリーを開催したらどうか。 |

3.5. 再配置に向けた課題

(1) 市の概況から見た課題

- 市内に県所管の公共施設が設置されているほか、5市4町に隣接している立地を踏まえ、県や周辺市町と連携した効果的な再配置を検討していく必要があります。
- 人口減少に伴い、公共施設に余剰又は余裕（以下「低未利用」という。）スペースの発生が予測されることから、市民需要を踏まえ、施設総量の削減や既存施設の利用率向上を検討していく必要があります。
- 少子高齢化の進行等により、市民ニーズも多様化していくことが予測されることから、利便性を考慮した施設配置や機能強化を検討していく必要があります。
- 税収の伸び悩みや義務的経費の増大等、今後、財政状況が厳しくなることが予測されることから、公共施設に係る財政面での負担を軽減していく必要があります。
- 様々な自然災害のリスクが想定されることから、建物構造等を考慮した機能や今後の施設配置を検討していく必要があります。
- 公共施設の老朽化が進んでいることから、点検や診断等によって建物や設備の劣化状況を把握し、計画的な保全を実施していく必要があります。

(2) 社会潮流(国等の動向)から見た課題

- 各省庁から、今後の公共施設のあり方について、新たな方針が示されていることから、国や県からの情報収集に努め、法改正や社会情勢の変化等を踏まえながら、効率的な再配置を検討していく必要があります。

(3) 本市の動向等から見た課題

- 第七次甲府市総合計画を上位計画とし、今後改訂する都市計画マスタープランや立地適正化計画の将来を見据えたまちづくりの方向性等と連携し、リニアプロジェクトの推進、甲府駅及び甲府城周辺地域の整備、地域公共交通ネットワークの持続化等の動向を踏まえ、公共施設の広域的な利用も含めた再配置を検討していく必要があります。

(4) 市民意識から見た課題

- 再配置にあたっては、ステークホルダー※との調整（協議）やワークショップの開催など、市民等の参画の機会や、本計画の周知による市民との情報共有を図りながら各施設の方向性を検討する必要があります。
- 市民の多くが公共施設を利用していない実態があることから、再配置にあたっては、市民ニーズや、各公共施設の利用実態、アクセス性を十分把握したうえで、より多くの人が利用するために必要なスペースの確保とサービスの提供方法を検討していく必要があります。
- 既存施設を維持していくためには、民間活力の活用や運営コストの縮減、施設の長寿命化などの方策も検討していく必要があります。

※ステークホルダー

公共施設を直接的又は間接的に使用する利害関係者。施設を利用する方や団体、施設管理者等を指す。

4. 公共施設の再配置に関する基本的な方針

本章では、本市の公共施設を取り巻く現状及び課題等を踏まえ、将来の望ましい再配置に向けて、基本理念（どのような姿を目指して）、基本方針（何をすべきか）及び目標（どの程度まで実施するか）を示します。



4.1. 基本理念

本市では、高度経済成長期における人口増加や経済的な繁栄を背景に、様々な行政需要に応えるため、多くの公共施設を整備してきました。

しかし、施設の老朽化や少子高齢化が進行する現在において、「3.公共施設を取り巻く現状及び課題」で整理した課題等から、すべての公共施設をこれまでと同様に維持管理しながら運営していくことは、財政面から見て、私たちの子どもや孫たちの世代にまで、負担を残してしまうことになりかねず、将来を見据え、本市にとって本当に必要なものは何かを、しっかりと見定めていかなければならない時代を迎えています。

また、近年では、公共施設等の老朽化に起因する事故や大規模な自然災害の発生も危惧されており、安全かつ安心な施設利用を確保するための取組も急務となっています。

以上のことから、本市では、次の基本理念を掲げ、公共施設を経営するという新たな発想へ転換を図りながら、施設総量の適正化と財政負担の軽減に向けた取組を着実に実施していきます。

**次の世代に負担をかけず、
安心して快適に利用できる施設に再配置する**



**次の世代に負担をかけず、
安心して快適に利用できる施設へ**

4.2. 基本方針

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本方針（何をすべきか）を定めます。

基本方針1

適切なサービスを維持し、施設総量を適正化する 【施設総量の適正化】

社会情勢等の変化や市の将来を見据え、公共施設全体での施設総量を抑制するとともに、建物重視からサービス重視への発想転換によって、施設総量の適正化を図ります。

基本方針2

公共施設の安全を確保し、既存施設を最大限活用する 【施設の長寿命化】

公共施設の老朽化や市民ニーズの変化等を踏まえ、施設の安全と利便性を確保し、適切な維持管理を実施していくことで、施設の長寿命化を図ります。

基本方針3

市民や民間事業者と連携し、効率的・効果的な管理運営を実施する 【施設運営の効率化】

公共施設全体を貴重な経営資源と捉え、低未利用施設の利活用を推進するとともに、市民や民間事業者等との連携によって効率的かつ効果的な施設整備及び管理運営を図ります。

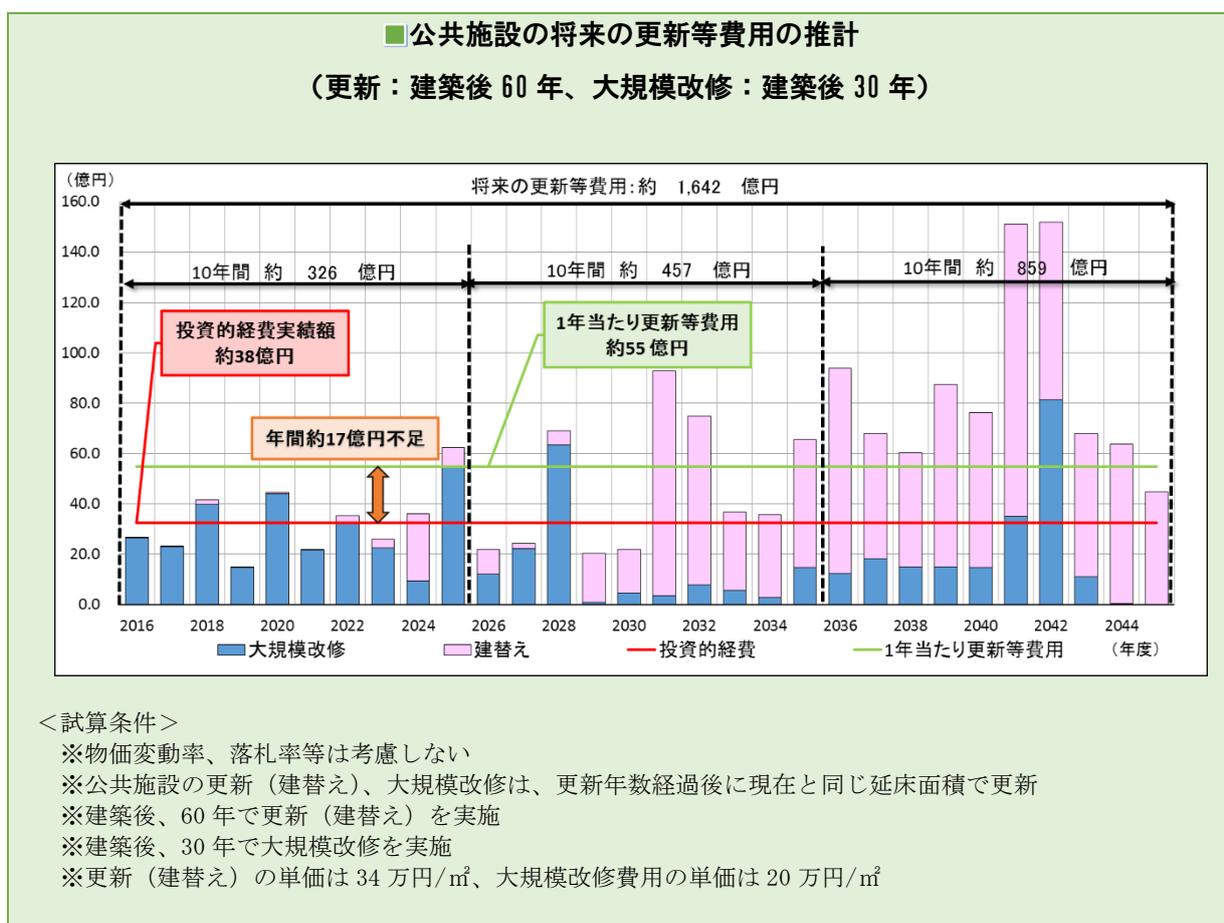


4.3. 目標

(1) 公共施設の更新等費用の見通し

総合管理計画では、2045（令和 27）年度までに、公共施設の大規模改修及び建替えに係る更新等費用の総額を約 1,642 億円と試算しています。

この更新等費用を 1 年当りに換算すると約 55 億円となり、将来の公共施設の更新等に要する投資的経費実績額*が 1 年当たり約 38 億円であることから、年間約 17 億円が不足することになります。



※投資的経費実績額

公共施設の投資的経費には、建替え及び改修等、既存の公共施設を更新等するための経費（既存更新分）、新たな公共施設を建設するための経費（新規整備分）、公共施設を建設するために用地を取得するための経費（用地取得分）がある。総合管理計画では、今後の施設整備を抑制する観点から、既存更新分に新規整備分の半分及び用地取得分を加えた約 38 億円（2010（平成 22）年度から 2014（平成 26）年度の 5 ヶ年平均）を投資的経費実績額としている。

(2) 財源不足を補うために必要となる面積削減量

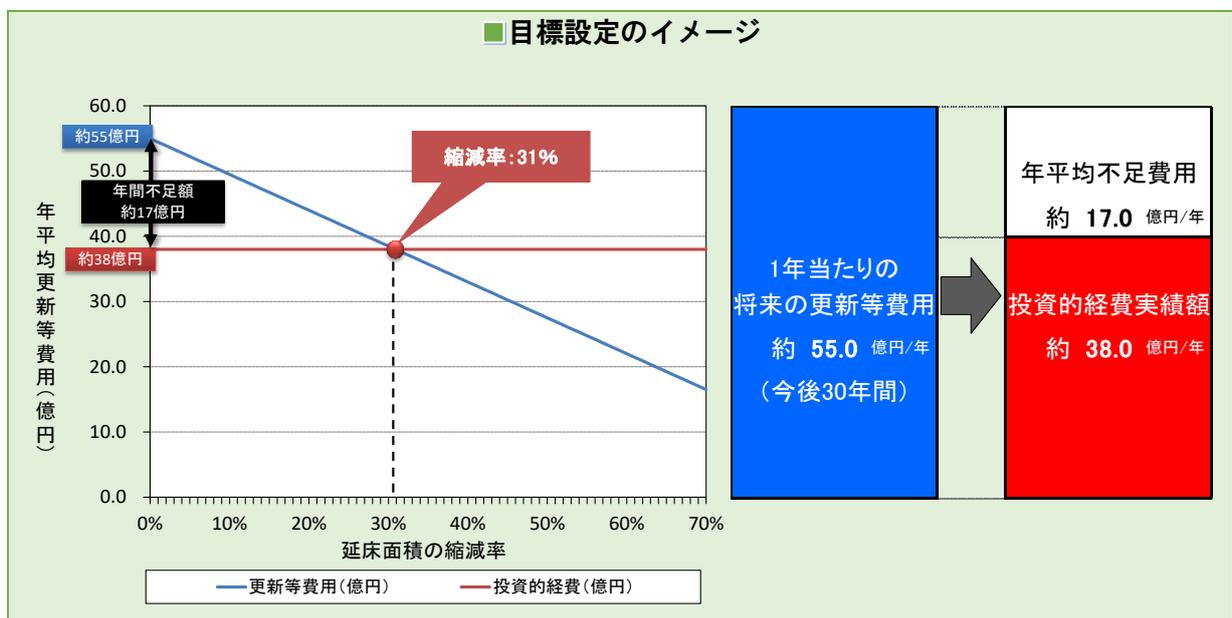
総合管理計画では、公共施設に係る将来の更新等費用を、投資的経費実績額の 38 億円以内に収めていくために、31%の延床面積を削減する必要があるとしています。

なお、この目標は、今後 30 年間の再配置に向けた取組の目安として設定するものであり、今後の計画推進にあたっての道しるべとなるものです。

そのため、今後の社会情勢の変化、財政状況、人口動向等に応じて適宜見直しを行います。

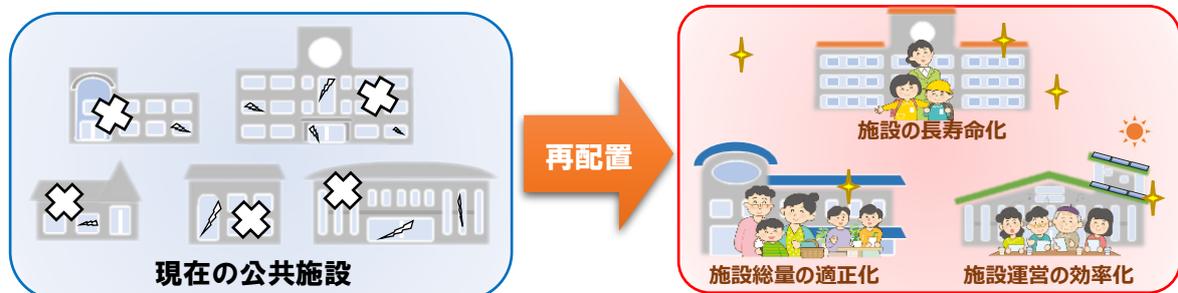
約 17.0 億円 (年平均不足費用)

$$\div \text{約 } 55.0 \text{ 億円 (1 年当たりの将来の更新等費用)} \times 100 \approx 31\%$$



総合管理計画の目標

公共施設の保有量(延床面積)を今後 30 年間で 31%削減します。



3つの基本方針で目標を達成

(3) 目標達成に向けた取組

再配置計画では、基本方針に基づく3つの取組を組み合わせることにより、財政支出の削減を図り、総合管理計画で設定した目標の達成を目指します。

① 基本方針1：施設総量の適正化

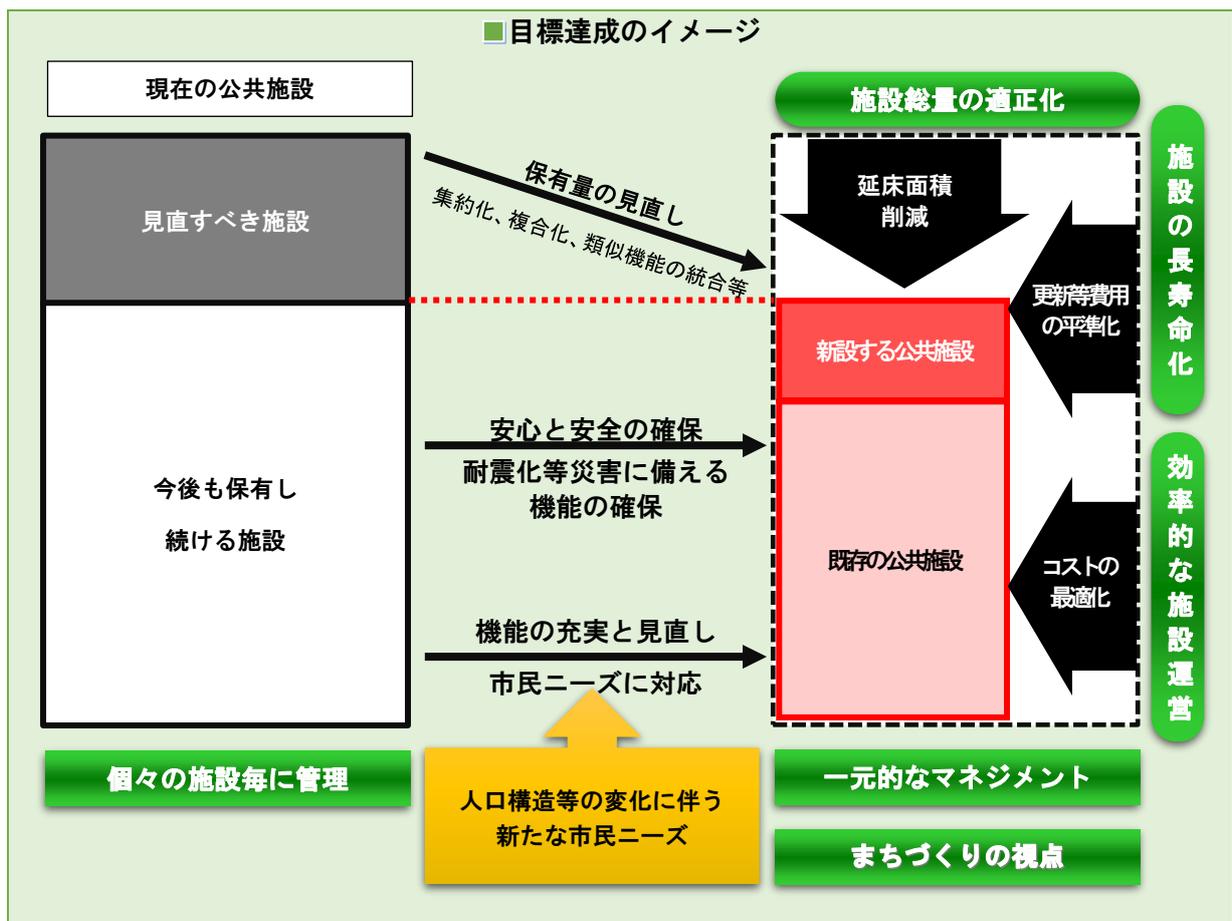
適切なサービスを維持し、集約化、複合化及び類似機能の統合等の手法によって施設総量の適正化を図ります。

② 基本方針2：施設の長寿命化

公共施設の安心と安全を確保し、既存施設を最大限活用することで、更新等費用の抑制と平準化を図ります。

③ 基本方針3：施設運営の効率化

市民との協働、民間事業者との連携等により、施設サービスの質の向上及び管理運営の効率化とコストの最適化を図ります。



5. 再配置に向けた取組方策

5.1. 方針別の取組方策

基本方針 1

適切なサービスを維持し、施設総量を適正化する
【施設総量の適正化】

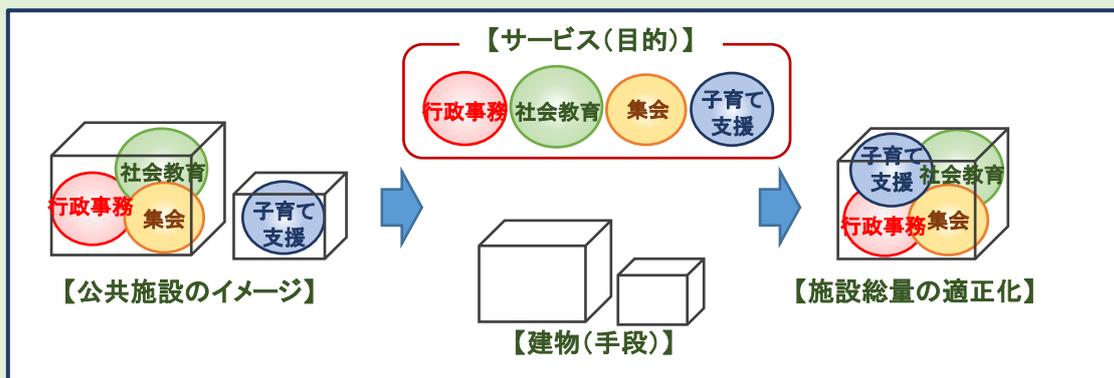
<基本的な考え方>

人口減少や厳しい財政状況、市民ニーズの変化等により、公共施設に求められる役割も大きく変化していくことが予測されることから、多目的に利用できる施設への機能改善や利便性の向上等を推進することにより、効率的なサービス提供を図っていく必要があります。

また、今後の都市開発の動向や、県や周辺市町と連携しながら、甲府圏域全体の活性化と、将来のまちづくりを見据えた施設配置を検討していくことも必要となります。

これまでの「サービス＝建物」という考え方から、「建物」に依存せずに「サービス」を重視する考え方へ発想の転換を図り、必要な施設規模とサービスを見極めながら、施設の集約化や複合化及び広域連携等の取組により、施設総量の適正化を推進します。

■施設総量の適正化のイメージ



<取組方策>

① 公共施設全体の状況把握

- 各施設の現状や課題を把握し、分析するため、公共施設全体の情報を一元的に管理する仕組みを構築します。
- 各施設の基礎情報や管理運営状況等を取りまとめた施設カルテ^{※1}を継続的に更新し、市民等に向けて公開するとともに、施設全体の状況把握に努めます。

② サービスの適正化

- 市民ニーズと行政サービスの利用実態等の把握に努め、行政サービスとしての必要性及び各施設に求められる機能や役割を見直すことにより、サービスの適正化を図ります。

③ 施設総量の適正化

- 人口減少等に伴い利用率が低下する施設が予測されることから、長期的かつ計画的な視点で施設総量の適正化を図ります。
- 大規模改修や建替えの時期を迎える施設は、利用実態や低未利用スペースの状況等を踏まえながら、適正な規模での更新を検討します。
- 新たな施設整備が必要となった場合は、スクラップアンドビルド^{※2}を原則とした施設整備を推進します。
- 施設の管理運営の委託や民間施設等の活用等、民間事業者との連携強化を推進します。

④ 集約化及び複合化等の推進

- 既存施設を最大限活用するため、現在の使い方を見直すとともに、これにより発生する低未利用スペースについて、他用途への転用を検討します。
- 各施設の利用実態や周辺施設の低未利用スペース等の状況を踏まえ、集約化や複合化の可能性を検討します。
- 低未利用となっている施設については、同一用途の複数施設や類似する機能を持つ施設の集約化や統合を推進します。
- 設置当初の目的を終えている施設は、他用途への転用又は廃止の可能性を検討します。

⑤ 県や周辺市町との広域連携の推進

- 中核市として、甲府圏域全体の活性化を目指し、県や周辺市町との広域連携を図りながら、施設の相互利用、共同運営等による総量適正化を推進します。

⑥ まちづくりを見据えた施設配置の推進

- まちづくり及びコミュニティづくりの視点から、地域の文化、伝統、歴史的な経緯や市民意向を踏まえた再配置を検討します。
- 甲府市都市計画マスタープラン等と連携する中で、将来のまちづくりや、市民の利便性等を考慮した再配置を推進します。
- 再配置の実施により発生する未利用施設については、将来的なまちづくりを見据えながら、他用途への転用、売却及び貸付け等による利活用を推進します。
- 施設配置を見直す際には、公共交通機関へのアクセス性の向上や、駐車スペースの確保等、交通弱者に配慮したコンパクトかつ利便性の良い配置を検討します。

※1 施設カルテ

各施設の情報を「財務（コスト）」、「品質（ストック）」、「供給（サービス）」の視点で整理し、グラフ等を用いてまとめたもの。

※2 スクラップアンドビルド

老朽化により機能が著しく低下している施設や低未利用施設等を廃止又は解体し、新しい施設の建設により機能強化や利用率の向上を図ること。

基本方針2

公共施設の安全を確保し、既存施設を最大限活用する 【施設の長寿命化】

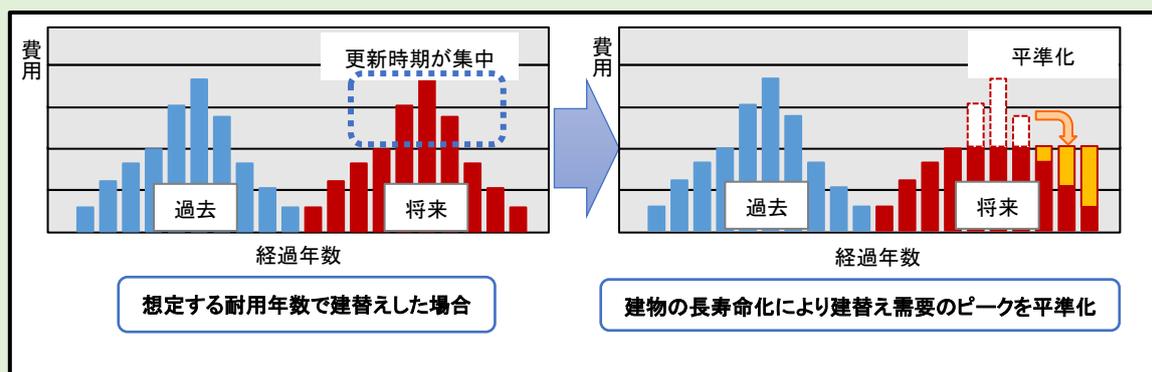
<基本的な考え方>

本市の公共施設の多くは、高度経済成長期を中心に整備したものであり、今後、老朽化による建物や設備の機能低下が進行していくことにより、重大事故の発生が懸念されるほか、多様化していく市民ニーズに対応できない施設の発生も懸念されます。

また、全国的に大規模な自然災害が発生する中、災害発生時の拠点として重要な役割を担う公共施設には、安全性の確保や防災機能の強化が求められています。

今後、限られた財源の中で各施設の安全性と快適性を確保していくためには、予防保全^{※1}の考え方に基づいた施設点検と、点検結果を踏まえた改修や修繕を計画的に実施するなどの長寿命化に向けた取組を強化し、既存施設を最大限活用することを推進します。

■施設の長寿命化による費用の平準化イメージ



<取組方策>

① 予防保全の推進

- 事後保全^{※2}から予防保全への転換を図ります。
- 法定点検^{※3}と自主点検^{※4}を組み合わせることで、公共施設の劣化状況や不具合等の早期発見に努めます。
- 自主点検にあたっては、施設管理者が日常業務の中で簡易に点検できるよう、マニュアルの改訂等、効率的かつ効果的な仕組みを検討します。
- 点検の実施や点検結果の管理や分析を総括的に実施するため、専門技術や知識を持った点検員の配置を検討します。
- 計画的な保全の実施に向け、点検や診断の結果及び修繕や改修履歴等の各種情報を一元管理する仕組みを構築します。

② リスクの最小化

- 各施設が抱える災害リスク等を考慮しながら、中長期的な視点で機能又は施設の移転を検討します。
- 老朽化等により、安全性が低下している施設や、法定耐用年数を迎えた施設等については、建物の劣化状況や利用実態等を踏まえながら、適切な改修又は他施設への機能移転等を検討します。
- 施設管理者等による自主点検を強化し、不具合等の早期発見に努めます。

③ 長寿命化の推進

- 予防保全の考えに基づき、施設の点検を実施するとともに、点検結果を踏まえた計画的な修繕や改修を実施しながら、維持管理費用の抑制及び更新等費用の平準化を図ります。
- 大規模改修や建替えの時期を迎える施設は、スケルトン・インフィル方式^{※5}等を採用する等、施設を長期的かつ多目的に利用できる手法を推進します。
- 既存施設を最大限活用することで、施設を長期間にわたり使用するなど、財政負担の軽減を図ります。

④ ユニバーサルデザインの推進

- 高齢者、障がい者等を含むすべての施設利用者が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指し、各施設のユニバーサルデザイン^{※6}化を推進します。
- 推進にあたっては、各施設におけるバリアフリー^{※7}の対応状況を調査し、未対応となっている施設の把握に努めるとともに、各施設の利用実態や今後の再配置の動向等を踏まえながら、ユニバーサルデザイン化を必要とする対象施設を選定します。

※1 予防保全

損傷や故障が発生する前に、使用不可能な状態を避けるために実施する計画的な修繕等。

※2 事後保全

損傷や故障の発生に伴い実施する修繕。

※3 法定点検

建物や設備について法令に定められている点検。

※4 自主点検

施設管理者が日常的又は定期的実施する点検。

※5 スケルトン・インフィル方式

将来的な施設の転用や施設を多目的に利用することを見据え、建物の骨組みや構造体（スケルトン）を建物内部の間仕切りや設備部分等の内装（インフィル）と分離して設計する考え方。

※6 ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

※7 バリアフリー

建築分野において、段差等の物理的障壁の除去及び障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去。

基本方針3

市民や民間事業者と連携し、効率的・効果的な管理運営を実施する【施設運営の効率化】

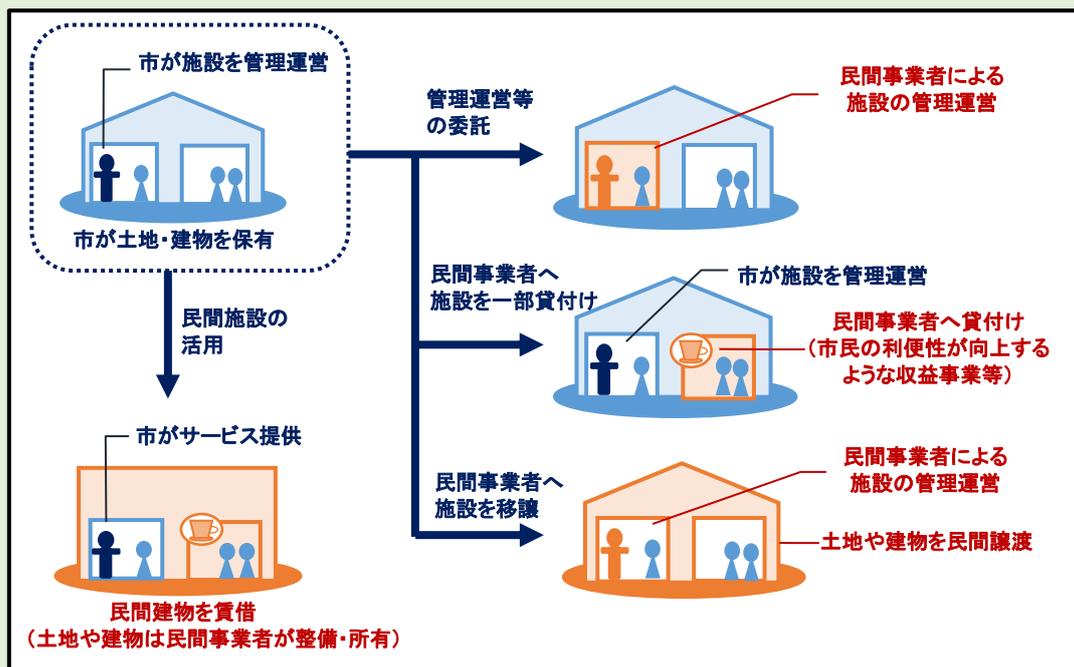
<基本的な考え方>

公共施設の大規模改修や建替え等に多額の費用を要することが見込まれる一方で、将来の税収の伸び悩みや、義務的経費等の増大により、財政状況は一段と厳しさを増していくことが予測されます。

市民や施設利用者のニーズの多様化に対応しながら、効率的かつ効果的なサービスを提供していくためには、利用する側と運営する側の両視点から各施設の現状や課題を検証するとともに、ハード（施設整備、維持管理）とソフト（運営）の両面を改善していく取組が重要となります。

こうしたことから、市民や民間事業者等との連携強化を図り、市民との協働や、民間事業者の技術やノウハウを最大限に活用することによって、効率的かつ効果的な施設運営を推進します。

■施設運営の効率化における民間事業者等との連携イメージ



<取組方策>

① 経営の視点に立った行財政運営の推進

○持続可能な行財政運営を実現するため、個々の公共施設等を単に「管理」していくのではなく、公共施設等全体を「貴重な経営資源」として捉え、「経営」の視点に立って、効率的かつ効果的な活用又は運用を推進します。

② 効率的な管理運営の推進

- 公共施設の維持管理及び運営方法を見直し、指定管理者制度^{※1}の適用や民間事業者への移管等、維持管理と運営の効率化を推進します。
- LED照明や太陽光パネル等の導入による省エネルギー対策や、再生可能エネルギーの活用、ESCO事業^{※2}の取組等、環境負荷やライフサイクルコスト^{※3}の低減策を推進します。

③ 民間活力の導入

- 行政主導による施設整備や維持管理運営だけでなく、民間施設等を利用したサービス提供や、民間事業者による代替サービスの提供等を検討します。
- 大規模改修や建替えの時期を迎える施設の再配置にあたっては、周辺にある民間施設の余剰空間の利用を検討します。
- 利用者が特定の地域住民や地域活動に限定されている地域密着型の施設は、設置経緯等を踏まえ、地域移譲を検討します。

④ 新たな事業手法の推進

- 民間事業者との連携によってサービスの質の向上や効率化等を図るため、2017（平成29）年3月に策定した「甲府市 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針」に基づいた取組を推進します。
- 民間事業者等との連携による事業を推進するため、施設整備、維持管理及び運営方法等の提案を受け入れる仕組み作りについて検討します。

⑤ 自主財源の確保

- 低未利用施設等の売却や貸付け等を含めた利活用によって、財源の確保、財政負担の軽減及び平準化を図ります。
- 新たな収益事業の検討や、受益者負担の観点からの利用料の見直し等により、財源を確保する取組を推進します。

⑥ 市民や民間事業者等との情報共有

- 各施設の基礎情報や管理運営状況等を取りまとめた施設カルテを継続的に更新、公開するとともに、市民説明会等の開催により市民や民間事業者との各種情報の共有に努めます。

※1 指定管理者制度

市民の福祉を増進する目的を持つ公の施設について、民間事業者等のノウハウを活用することにより、サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、2003（平成15）年9月に設けられた制度。

※2 ESCO事業（エネルギー・サービス・カンパニー事業）

省エネルギー効果が見込まれるシステムや設備などを民間事業者が提案又は提供するとともに、それらの維持管理を行いながら節減できるランニングコストの一部を報酬として受け取る総括的な事業。

※3 ライフサイクルコスト（LCC）

公共施設等の企画や設計から維持管理、廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の総額。

5.2. 再配置の基本的なパターンと期待される効果

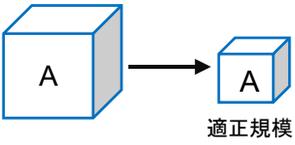
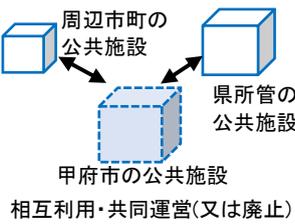
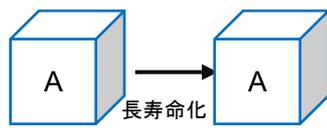
再配置手法の基本的なパターンを、以下のとおり示します。

再配置の具体的な方向づけを行う際には、これらの手法を組み合わせ、各施設の特性に応じた再配置を適用していきます。

(1) 施設整備を中心とした再配置の基本的なパターン

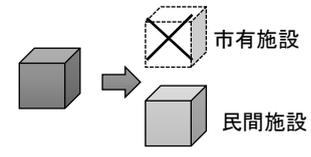
期待される効果
 ◎：削減効果大
 ○：削減効果小
 △：効果はほぼ無し

| 手法 | 内容 | 具体的な取組イメージ | 期待される効果 | | | |
|-----|----------------------|------------|---------|-----------|---------|--|
| | | | 延床面積 | 維持管理に係る費用 | 運営に係る費用 | その他 |
| 集約化 | 同一用途の複数施設を集約 | | ◎ | ◎ | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> ・利用圏域の重複を解消 ・施設整備コスト削減 ・跡地活用 |
| 複合化 | 周辺の異種用途の施設と複合 | | ◎ | ○ | △ | <ul style="list-style-type: none"> ・利便性向上 ・拠点施設の整備 ・多世代交流の促進 ・跡地活用 |
| 統合 | 機能が類似する複数施設を統合 | | ◎ | ◎ | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・利便性向上 ・拠点施設の整備 ・利用圏域の重複を解消 ・施設整備コスト削減 ・跡地活用 |
| 廃止 | 役割を終えて必要性の無くなった施設を廃止 | | ◎ | ◎ | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> ・跡地活用 |

| 手法 | 内容 | 具体的な取組イメージ | 期待される効果 | | | |
|-------|---|--|---------|-----------|---------|----------------------|
| | | | 延床面積 | 維持管理に係る費用 | 運営に係る費用 | その他 |
| 適正規模化 | 低未利用スペースの状況等を踏まえ、多機能化、複合化、増築・減築又は適正な規模で更新 |  | ◎ | ○ | △ | ・施設整備コスト削減 |
| 広域連携 | 県や周辺市町が保有する施設との相互利用・共同運営 |  | ◎ | ◎ | ◎ | ・利便性向上 ・施設整備コスト削減 |
| 長寿命化 | 既存施設を最大限利用し、更新等費用の抑制と平準化を図る |  | — | ○ | △ | ・更新等費用の抑制と平準化 |

期待される効果
◎：削減効果大
○：削減効果小
△：効果はほぼ無し

(2) 管理運営を中心とした再配置の基本的なパターン

| 手法 | 内容 | 具体的な取組例 | 期待される効果 | | | |
|----------------|-----------------------------------|---|---------|-----------|---------|--------------------------------------|
| | | | 延床面積 | 維持管理に係る費用 | 運営に係る費用 | その他 |
| 管理運営の委託等 | 施設の管理運営等を民間事業者等に委託 | ・指定管理者制度の適用 ・市民協働による施設の管理運営等 | △ | ○ | ○ | ・サービス水準の向上 |
| 民間施設等の活用(地域移譲) | 民間施設を活用したサービス提供又は民間事業者による代替サービス提供 |  | ◎ | ○ | △ | ・利便性向上 ・施設配置の改善 ・施設整備コスト削減 |
| 民間事業者との連携 | 施設整備や管理運営に民間の活力度や資金を活用 | ・低未利用スペースの貸付けによる民間施設との複合化 ・PPP/PFIの導入等 | ○ | ◎ | ◎ | ・拠点施設の整備 ・サービス水準の向上 ・施設整備コスト削減 |

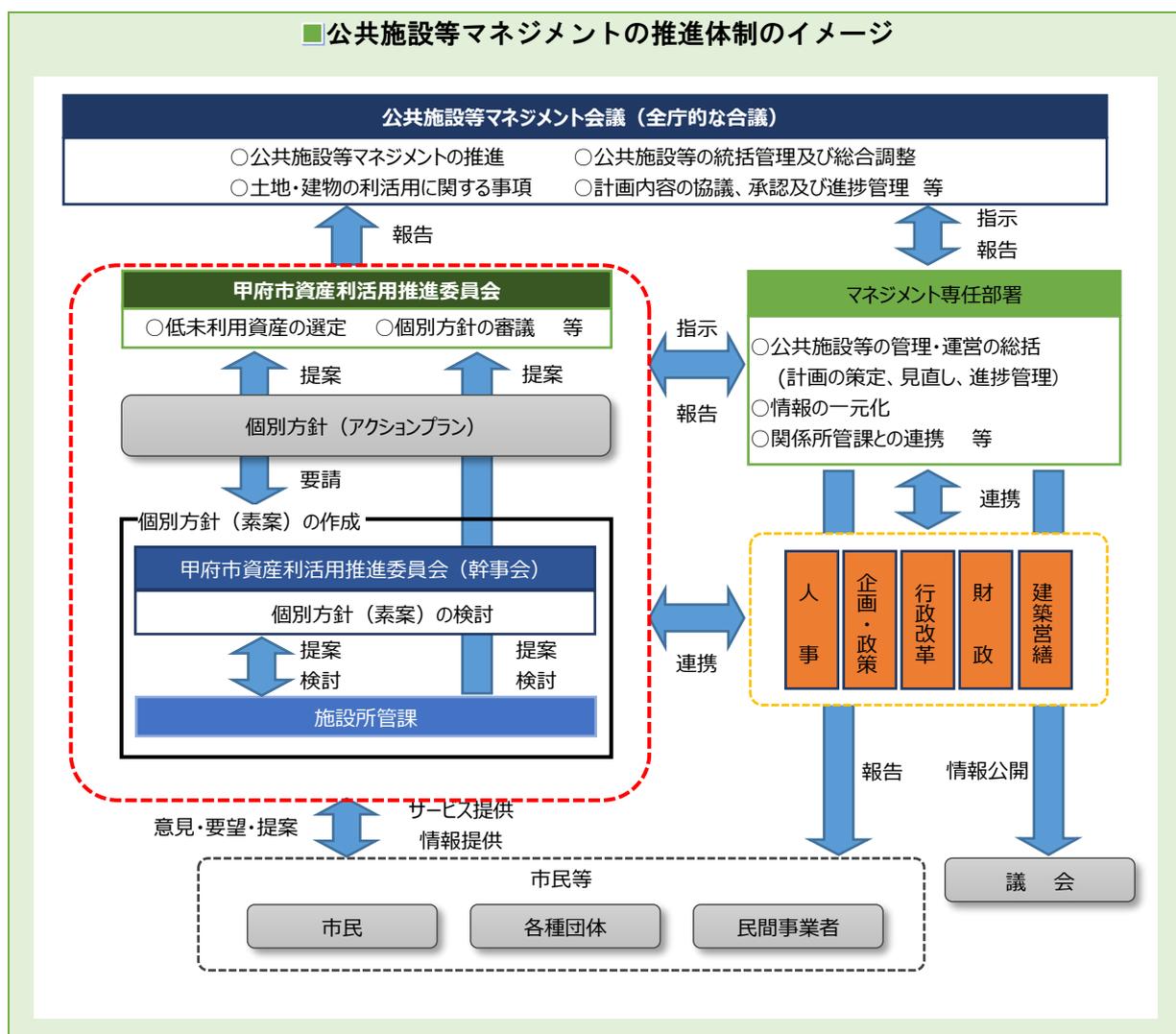
6. 公共施設等マネジメントの推進

6.1. 推進体制

(1) 推進体制の強化

本市における公共施設やインフラ資産についての全体把握と、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に把握、整理し、最適な配置を実現するため、庁内組織である「甲府市公共施設等マネジメント会議」を2014（平成26）年5月に設置しました。

今後も引き続き、総合管理計画に定める目標達成に向け、土地の利活用等を含めた総合的かつ戦略的な経営活動[※]を強化・加速させるとともに、資産の利活用及びPPP/PFI事業の導入に向けた具体的な個別方針等は、2017（平成29）年4月に設置した「甲府市資産利活用推進委員会」で審査します。



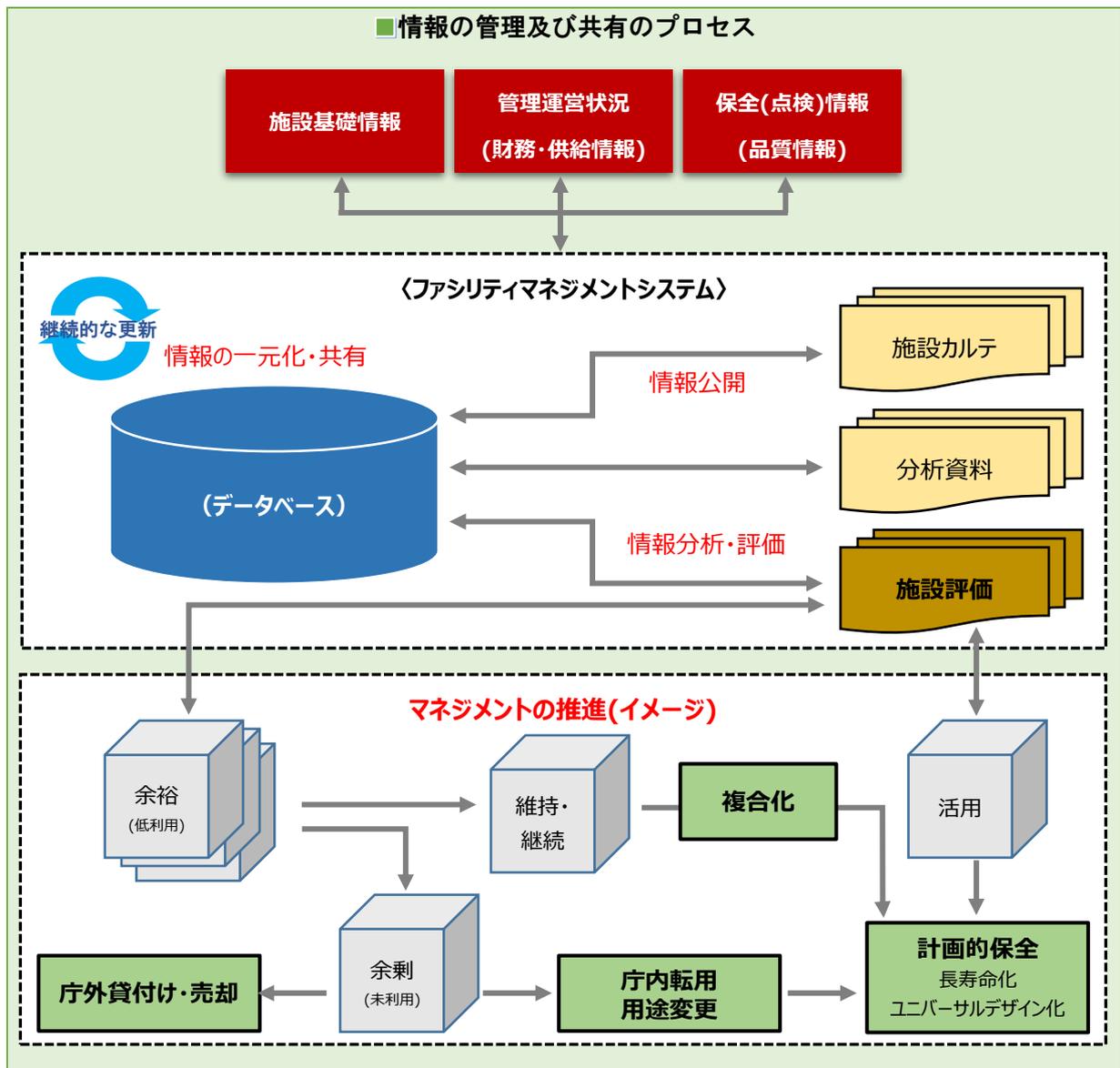
※経営活動

公共施設等を経営資源として捉え、公共施設等マネジメントの一環として実施する各種取組（事業）等を企画、管理、活用すること。

(2) 情報管理と共有体制

公共施設等マネジメントの推進にあたっては、本市が保有するすべての公共施設等の各種情報を分析評価したうえで、全体調整を図っていく必要があります。

このことから、公共施設情報の管理機能とマネジメント機能を一元化することを目的とした「ファシリティマネジメントシステム」を活用し、施設カルテの作成や施設評価*等を継続的にを行いながら、効率的かつ効果的なマネジメントを推進していきます。



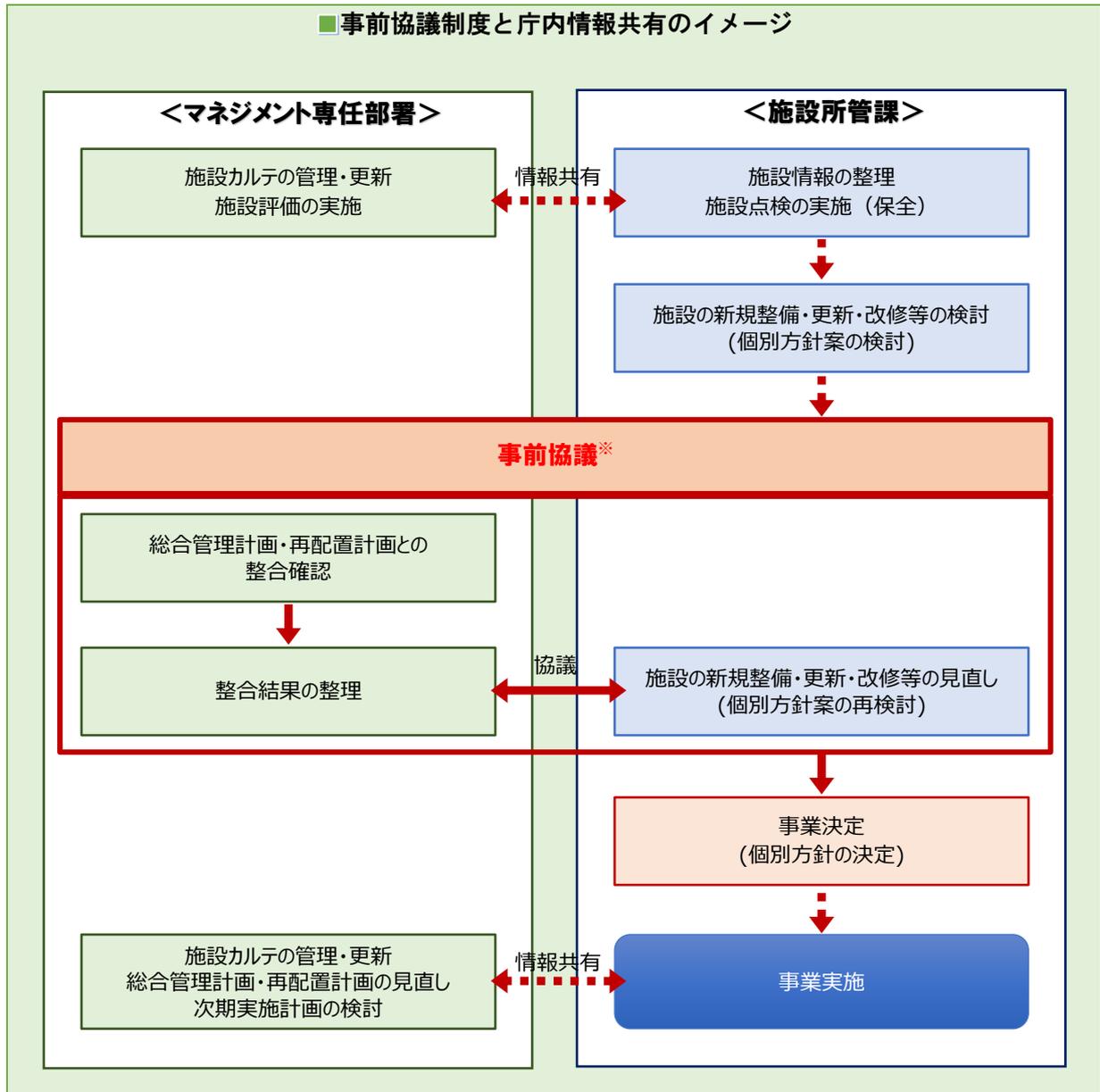
※施設評価

再配置にあたっては、各施設が抱える課題等を抽出し、各課題等を改善する取組を検討する必要があることから、すべての公共施設において「施設評価」を実施します。なお、施設評価は、毎年作成する施設カルテ等の情報等を用いながら財務、品質、供給の3つの視点から継続的に実施します。

(3) 事前協議制度

公共施設等全体の最適化を図るためには、日々変化し続ける各施設の現状や課題等を的確に捉え、長期的かつ経営的な視点から、横断的な調整を実施する必要があります。

このことから、施設整備等の実施に際しては、各事業の構想や計画段階から施設所管課とマネジメント専任部署が情報を共有し、公共施設等マネジメントの観点から事前に協議を行うことで、実効的な計画推進を図ります。

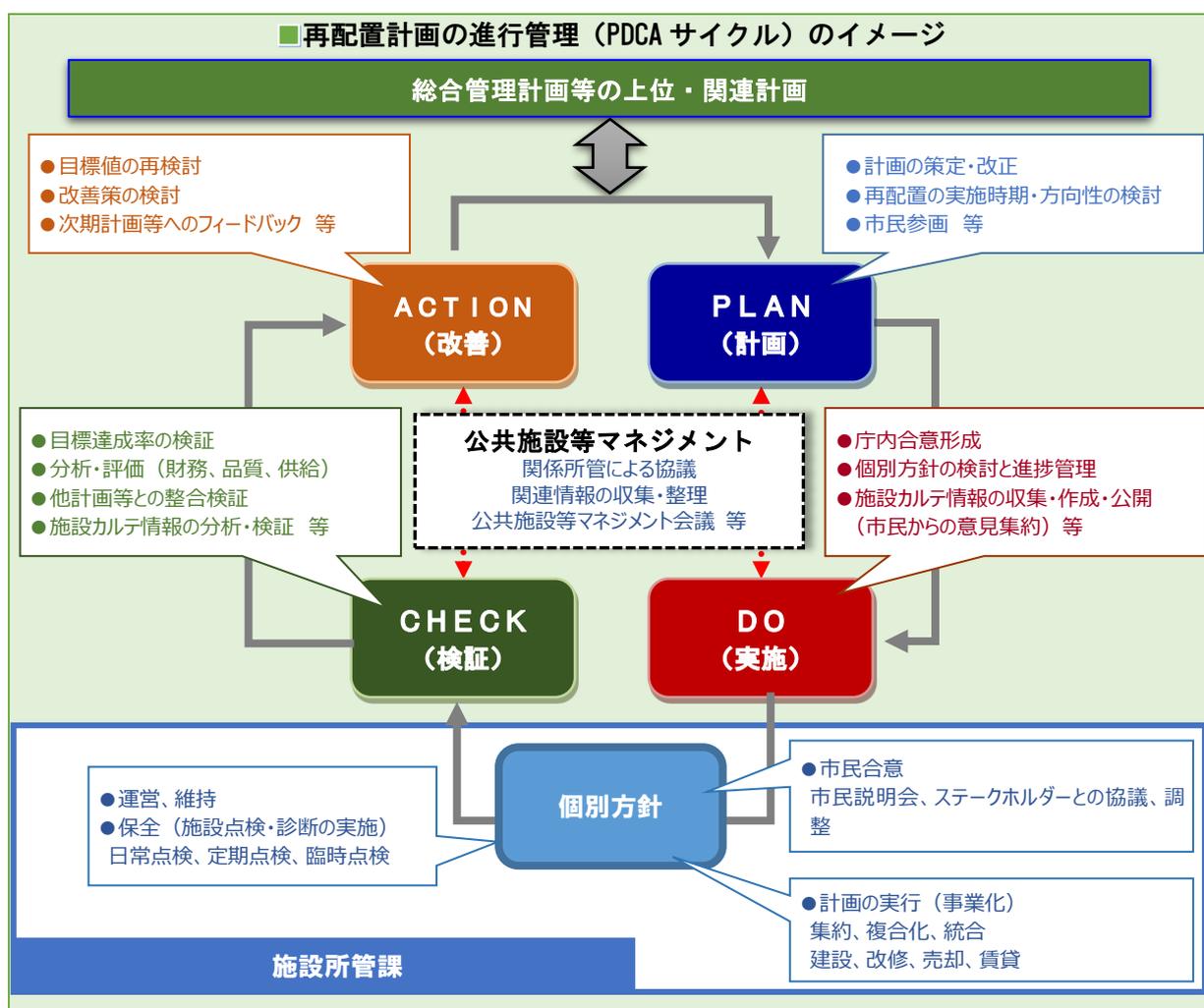


※事前協議の対象は、公共施設等における建物の新築、増築、建替え、取得、用途変更、大規模改修を想定しています。

6.2. 計画の推進

(1) 進行管理

本計画を確実に推進していくためには、計画策定後に実行される個別方針（アクションプラン）の策定や各種取組の状況を把握及び評価し、そこで得られた成果や課題等を検証しながら、改善策を検討するとともに、継続的な計画の見直しによって実効性を高めていく必要があることから、下図に示すPDCA サイクルにより、総合的かつ弾力的な進行管理を行っていきます。



- PLAN (計画) の段階では、計画を策定 (改正) し、庁内横断的な調整により、再配置に取り組むべき施設抽出と、その実施時期及び方向性を検討します。
- DO (実施) の段階では、再配置計画に基づく、施設ごとの具体的な施設整備や運営手法を検討し、個別方針の検討等、庁内合意形成を図ります。
- CHECK (検証) の段階では、実施した事業や各施設で実施した施設点検や診断の結果に基づき、目標達成率及び効果の検証、財務分析、他計画等との整合性の検証等を行います。
- ACTION (改善) の段階では、CHECK (検証) 段階で分析及び検証した内容を踏まえて、目標値の再検討、次期計画等へのフィードバック等を行います。

(2) 個別方針(アクションプラン)の策定

再配置は、更新費用等の削減のためだけに行うものではなく、各施設で提供するサービスの質や効率性、建物の安全性や快適性等の向上を目的に実施するものです。

総合管理計画及び再配置計画に基づく事業の実施にあたっては、個別施設ごとの具体的な対応を定めた、個別方針（アクションプラン）を策定します。

(3) 市民等との合意形成

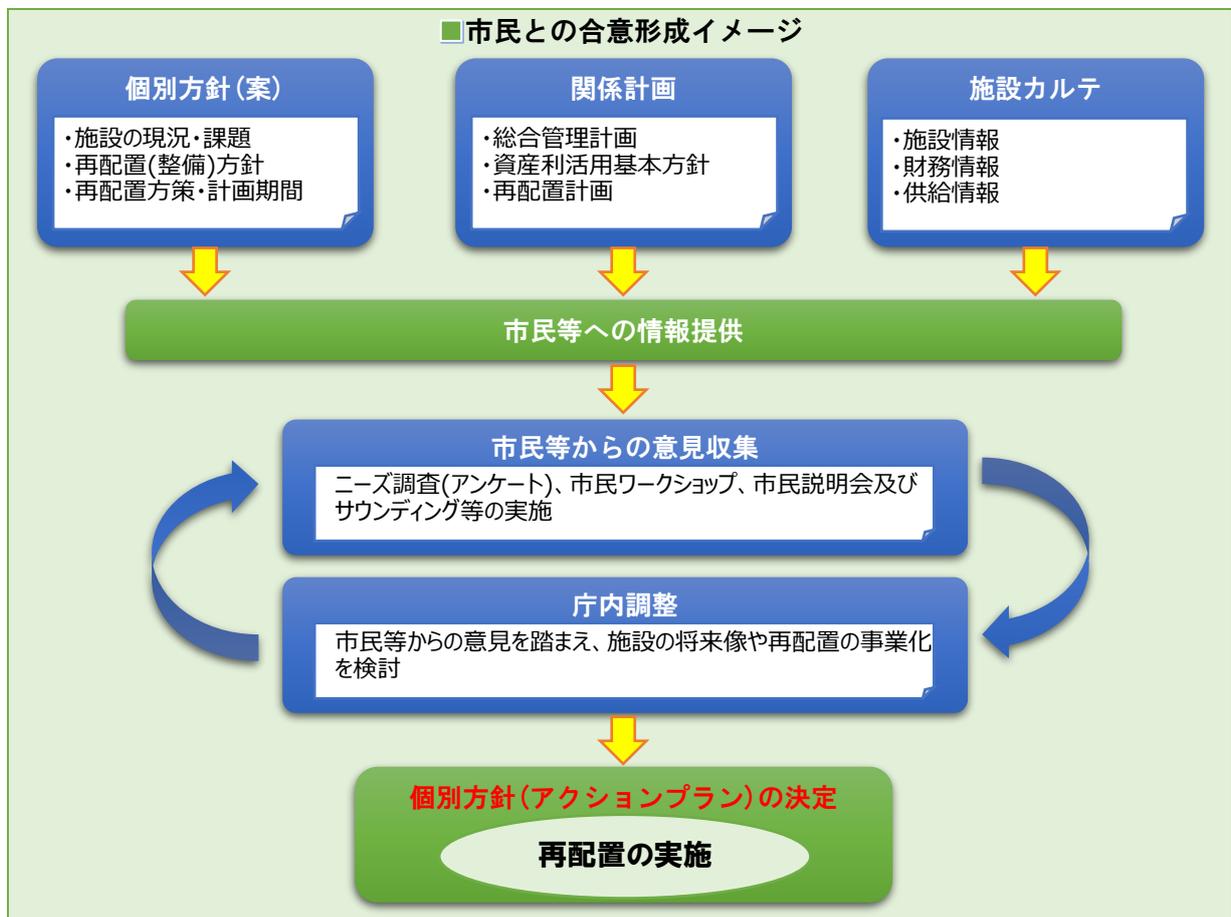
公共施設は、市民の財産であり、各施設の再配置にあたっては、まちづくりやコミュニティづくりの視点を取り入れながら、市民をはじめ、各種団体や民間事業者と協働し、検討していくことが必要です。

① 市民意見等を踏まえた検討

個別方針（アクションプラン）の検討においては、庁内横断的な調整に加え、各施設に必要な機能やサービス等の市民ニーズを把握するため、関係者との調整（協議）を行うほか、市民説明会やワークショップ等、多様な市民参画の機会を設けながら進めます。

② 民間事業者等との連携

施設の民間移管や PPP/PFI 導入等の公民連携においては、個別方針案を策定する段階から関係事業者意見に意見を聴取しながら取組を進め、事業参画への拡大に努めます。

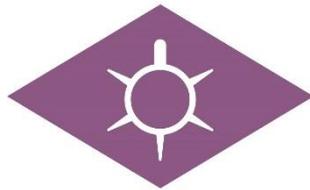


用語解説

| 索引 | 用語 | 解説 |
|----|------------------------|---|
| き | 義務的経費 | 歳出の内、支出することが義務づけられている経費。 人件費、扶助費及び公債費の3つからなる。 |
| け | 経営活動 | 公共施設等を経営資源として捉え、公共施設等マネジメントの一環として実施する各種取組（事業）等を企画、管理、活用すること。 |
| こ | 公共施設等マネジメント | 市が保有するすべての公共施設等の状況を把握し、経営的かつ長期的な視点で再配置等を行い、財政支出の削減等を図る一連の取組。 |
| | 公募設置管理制度 (Park-PFI) | 都市公園利用者の利便の向上に資する飲食店や売店等の施設等を設置し、当該施設から生ずる収益を活用しながら、周辺の園路や広場等の公園施設の整備や改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に要する財政負担の軽減と利用者の利便の向上を図る整備及び管理運営手法。 |
| さ | 再配置 | 公共施設の複合化や集約化等による施設総量の適正化、老朽化対策、耐震改修及び予防保全の実施等による施設の長寿命化、民間活用及びコスト最適化等による施設運営の効率化を図ること。 |
| し | 事後保全 | 損傷や故障の発生に伴い実施する修繕。 |
| | 自主点検 | 施設管理者が日常的又は定期的に実施する点検。 |
| | 施設カルテ | 各施設の情報を「財務（コスト）」、「品質（ストック）」、「供給（サービス）」の視点で整理し、グラフ等を用いてまとめたもの。 |
| | 指定管理者制度 | 市民の福祉を増進する目的を持つ公の施設について、民間事業者等のノウハウを活用することにより、サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、2003（平成15）年9月に設けられた制度。 |
| | 新耐震基準 | 建築物の設計において適用される地震（大地震：震度6強）に耐えることのできる構造として、1981（昭和56）年6月1日以降の建築確認において適用されている基準。 |
| す | スクラップアンドビルド | 老朽化により機能が著しく低下している施設や低未利用施設等を廃止及び解体し、新しい施設の建設により、機能強化や利用率の向上を図ること。 |
| | スケルトン・インフィル方式 | 将来的な施設の転用や施設を多目的に利用することを見据え、建物の骨組みや構造体（スケルトン）を建物内部の間仕切りや設備部分等の内装（インフィル）と分離して設計する考え方。 |
| | ステークホルダー | 公共施設を直接的又は間接的に使用する利害関係者。 施設を利用する方、団体及び施設管理者等を指す。 |
| せ | 生産年齢人口 | 年齢3階層別人口の内、労働者の中核をなす15歳以上65歳未満の人口。 |

| | | |
|---|------------|--|
| た | 短期 | 深刻な老朽化、供用廃止の決定等、緊急な対応を要する施設の再配置を実施する期間。 |
| ち | 中核市 | 人口 20 万人以上の市の事務権限を強化し、できる限り市民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度。制度施行時にあたり特例市は、2020（令和 2）年 3 月 31 日まで人口 20 万人未満であっても中核市の指定を受けることができることになっている。 |
| | 中期、長期 | 緊急な対応を要さないが、将来的にニーズが低下していくことが予測される施設等、中長期的な視点で対応を検討していく必要がある施設の再配置を実施する期間。 |
| と | 投資的経費 | 支出の効果が資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等を整備するための経費。（普通建設事業費、災害復旧事業費等） |
| | 投資的経費実績額 | 公共施設の投資的経費には、建替え及び改修等、既存の公共施設を更新等するための経費（既存更新分）、新たな公共施設を建設するための経費（新規整備分）、公共施設を建設するために用地を取得するための経費（用地取得分）がある。総合管理計画では、今後の施設整備を抑制する観点から、既存更新分に新規整備分の半分及び用地取得分を加えた約 38 億円（2010（平成 22）年度から 2014（平成 26）年度の 5 ヶ年平均）を投資的経費実績額としている。 |
| | 特例市 | 2000（平成 12）年 4 月の地方自治法の改正により創設された都市制度。人口 20 万人以上の市に一般の市よりも多くの権限を与えることによって、地域の実情に即した個性あるまちづくりを、自らの責任と判断で迅速かつ的確に行うことができる制度。 2015（平成 27）年 4 月 1 日より特例市制度は廃止され、中核市制度に統合された。 |
| は | ハザードマップ | 自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。 |
| | バリアフリー | 建築分野において、段差等の物理的障壁の除去及び障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去。 |
| ふ | 扶助費 | 社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者等に対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。（生活保護費、児童手当等） |
| | 普通会計 | 公営事業会計以外の会計を総称して一つの会計としてまとめたもの。 |
| ほ | 法定点検 | 建物や設備について法令に定められている点検。 |
| ゆ | ユニバーサルデザイン | 障がいの有無、年齢、性別、人種にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。 |

| | | |
|---|--------------------|--|
| よ | 予防保全 | 建物の損傷や故障が発生する前に、使用不可能な状態を避けるために実施する計画的な修繕等。 |
| ら | ライフサイクルコスト(LCC) | 公共施設等の企画や設計から維持管理、廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の総額。 |
| E | ESCO 事業 | エネルギー・サービス・カンパニー事業の略。 省エネルギー効果が見込まれるシステムや設備などを民間事業者が提案又は提供するとともに、それらの維持管理を行いながら節減できるランニングコストの一部を報酬として受け取る総合的な事業。 |
| P | PFI | プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、管理運営等の効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。 〈参考〉一般的な PFI 方式 ○BOT (Build Operate Transfer) 方式：民間事業者が施設を建設し、所有したまま運営を行い、事業期間終了後に公共に所有権を移転する方式。 ○BTO (Build Transfer Operate) 方式：民間事業者が施設を建設し、公共に所有権を移転後、運営する方式。 ○BOO (Build Own Operate) 方式：民間事業者が施設を建設し、所有したまま運営を行い、事業期間終了後に施設を解体・撤去する等の方式。 |
| | PPP | パブリック・プライベート・パートナーシップ（公民連携）の略。 公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、管理運営等の効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。 |
| | PRE | パブリック・リアル・エステート（公的不動産）の略。 国や地方自治体が保有する公共施設や土地などの不動産。 |
| | Park-PFI（公募設置管理制度） | 都市公園利用者の利便の向上に資する飲食店や売店等の施設等を設置し、当該施設から生ずる収益を活用しながら、周辺の園路や広場等の公園施設の整備や改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に要する財政負担の軽減と利用者の利便の向上を図る整備及び管理運営手法。 |



幸せ実感 希望ある未来を創り続けるまち 甲府

甲府市公共施設再配置計画 第1部 基本方針編

甲 府 市

発行 2019年7月

改訂 2026年3月

住 所 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

電 話 055-237-1161 (代表)

URL <http://www.city.kofu.yamanashi.jp>

担 当 企画部 財政経営室 財産活用課
